

令和3年第2回由利本荘市議会定例会（6月）会議録

令和3年6月3日（木曜日）

議事日程第3号

令和3年6月3日（木曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	2番	岡見善人	議員
	1番	阿部十全	議員
	3番	小川幾代	議員
	6番	佐々木隆一	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員（25人）

1番	阿部十全	2番	岡見善人	3番	小川幾代
5番	今野英元	6番	佐々木隆一	7番	正木修一
8番	佐々木茂	9番	三浦晃	10番	高野吉孝
11番	佐藤義之	12番	小松浩一	13番	伊藤順男
14番	泉谷赳馬	15番	吉田朋子	16番	佐藤健司
17番	佐々木慶治	18番	渡部功	19番	大関嘉一
20番	佐藤勇	21番	長沼久利	22番	伊藤文治
23番	高橋和子	24番	高橋信雄	25番	渡部聖一
26番	三浦秀雄				

欠席議員（1人）

4番 伊藤岩夫

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	湊貴信	副市長	佐々木司
副市長	三森隆	選挙管理委員会委員長	齋藤悟
教育長	秋山正毅	総務部長	小川裕之
企画財政部長	高橋重保	市民生活部長	齋藤喜紀
健康福祉部長	大平久美子	健康福祉部 総合相談担当部長	三浦由美子
商工観光部長	畑中功	建設部長	佐藤奥之
まるごと営業部長	熊谷信幸	選挙管理委員会事務局長	松永仁志
教育次長	三浦良隆	企業局長	相庭裕之
消防長	佐藤剛	総務部次長兼総務課長	小松等

地域振興課長 佐藤 弘 幸 エネルギー政策課長 佐々木 幸 治  
商工振興課長 柴田 浩 樹

---

議会事務局職員出席者

局	長	佐々木 弘 喜	次	長	阿 部	徹
書	記	古 戸 利 幸	書	記	村 上 大	輔
書	記	松 山 直 也	書	記	成 田	透

---

午前 9時30分 開 議

○議長（三浦秀雄） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

4番伊藤岩夫さんより欠席の届出があります。

出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

---

○議長（三浦秀雄） それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

なお、質問者の皆様は、答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に配慮していただきたいと思います。

2番岡見善人さんの発言を許します。2番岡見善人さん。

【2番（岡見善人議員）登壇】

○2番（岡見善人） おはようございます。無所属の岡見です。議長の許可を得ましたので、大綱6点について質問いたします。

質問に入る前に、昨日も先輩議員の方からありました、小野祐佳さんの快挙に対し、祝意を述べさせていただくとともに、コロナ禍の中、市民に明るい話題を提供してくれたことに感謝を申し上げます。さらに精進を重ねつつ、ますますの御活躍を御祈念いたします。

また、さきの市長選において、市民から由利本荘丸の船頭を負託された湊市長に対し、お祝いと今後の活躍を祈念し、エールを送りたいと思います。

市長の施政方針にもありましたとおり、市民の声をまずは聴く姿勢を迫及され、市長の得意とするIT・ICTを駆使した行政に大いに期待するところであります。

新型コロナウイルス対策という船出に当たって、大きな課題を背負うスタートとなりましたが、まずはワクチン接種を受けることが第一と考えます。75歳以上の高齢者へのワクチン接種における課題を踏まえ、今後、一般市民への拡大においては、ワクチン接種券にあらかじめ接種日を指定して送付することも、職員の後工程を少なくするとともに、電話が繋がらないなどの混乱を回避する一つの方法かとも思います。

いずれにしましても、ウイズコロナ・アフターコロナにおいては、これまでの当たり前が通じない状況も出てこようかと思えます。

ピンチを千載一遇のチャンスと捉え、経済、観光、教育、文化など、あらゆる面にお

いて様々なアイデアを持って、当市の活性化につなげることが重要と認識します。

市長の手腕に期待をし、質問に入らせてもらいます。

大項目1、新型コロナウイルスに係る状況と今後の対応などについての(1) コロナ禍に伴う解雇・雇い止めの状況とその支援についてお伺いします。

私は、昨年9月定例会において、全国及び秋田県の解雇などの状況を踏まえ、当市における解雇や雇い止めの状況を確認した上で、そのような方々への支援策を提案させていただきました。

その際、当局からは、失業者などに対する特別給付金の創設や特別融資などの緊急的な支援について、本市では、由利本荘市社会福祉協議会において貸付上限額が20万円で、無利子・無保証人の緊急小口資金の特例貸付けを行っているところであり、今後、新型コロナ感染拡大の影響がさらに長期化することも想定して、引き続き国や県と連携し、切れ目のない施策を講じながら、効果的な事業者支援策や事業継続の下支えに持続的に取り組むとともに、勤労者に対する支援につきましても全力で取り組んでいくとの答弁をいただいております。

厚生労働省では、都道府県労働局からの聞き取り情報や公共職業安定所に寄せられた相談・報告などを基に、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整の可能性のある事業所数と解雇等見込み労働者数の動向を集計していますが、5月29日現在、秋田県内における雇用調整の可能性のある事業所数は105事業所、解雇等の見込み労働者数は208人となっております。

この数値は、1か月前からは少なくなっているものの、全国的なコロナウイルス変異株による新たな局面への突入を示すものであり、当市においても今後さらに感染拡大は進むものと受け止め、雇用調整や解雇等の早期の情報入手と先手先手の準備を整えておく必要があると考えます。

とりわけ、非正規雇用者は、コロナ禍における雇用調整弁となっており、そのような方々への支援については、国の感染症対応休業支援金・給付金などが制度化されておりますが、市独自としても解雇時におけるセーフティーネットとしての支援策を用意しておく必要があると考えます。

そこでお伺いします。当市における直近の解雇・雇い止めの状況と、そのうち非正規雇用者数はどのようになっていますでしょうか。

また、国で制度化されている事業者向けキャリアアップ助成金制度において、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図るため、正社員化コースにおいて助成対象を拡充する制度の改正をこの4月から行っております。

このような制度を活用することで、事業者はもとより、勤労者にとっても有効な支援となることから、広報などを通じて積極的な告知をするべきかと考えます。

これまで当市は、コロナウイルスに対する多様な支援策を講じてきましたが、幸い大きな事業所の倒産や事業停止はなかったこともあり、非正規雇用者を含めた勤労者支援の面では薄かったのではなかったかと認識しております。

これまでの答弁であるとおおり、勤労者に対する支援につきましても全力で取り組んでいくを具現化するべく、改めて、さらなるコロナウイルスの拡大も見据えたセーフテ

イーネットとしての勤労者支援について、当局の考えを伺います。

続いて、（２）成人式や県外の学生が帰省する際のPCR検査の義務づけと費用の一部助成についてお伺いいたします。

当市では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年の成人式を来年１月に延期し、来年の対象者と２日間に分けて開催することとしております。

今年該当された方は、多分に楽しみにしていたことと察しますし、大変残念でなりませんでしたが、来年は何とか開催できるよう願うばかりですが、そのためにも早期のワクチン接種と万全なコロナ対策を講じて、出席者をお迎えしたいものです。

さて、県外に進学した方の一部には、首都圏などの緊急非常事態宣言下で飲食業が苦境に立たされている中、アルバイト先からの解雇などで生活費もままならない状況において、親からの仕送りが滞り、退学せざるを得ない学生もいるようです。

また、感染拡大を懸念し帰省も自粛しているなど、つらい思いをしている方は少なくありませんが、そのような方々を救おうと、PCR検査費の助成を行う自治体も見受けられるようになってきました。

そこで、成人式と学生の帰省者に対し、新型コロナウイルスの感染拡大防止と不安払拭並びに誹謗中傷がなく安心して帰省できるよう、PCR検査の義務づけとともに、一定額の助成を提案するところであります。

私の息子も今年13年ぶりにUターンしてきましたが、その際には向こうでPCR検査を受け、帰ってきてから２週間ホテルで隔離した経緯があります。同居家族への感染リスクなどを考慮したものでありますが、経済的な負担とともに、精神的にもきついものがあったようです。

現在、民間におけるPCR検査は数千円程度で実施できるようで、１日ほどで検査結果がメールなどにより通知されるようになっております。ちなみに、秋田市の川反、大町地区の飲食関連の方々のPCR検査も同様です。

感染防止対策とともに、帰省が誹謗中傷につながらないように、帰省前のPCR検査実施の義務づけと帰省費も含めたその費用の一部助成に対し、当局の考えを伺います。

続いて、（３）コロナ対策条例の制定についてお伺いいたします。

一般財団法人地方自治研究機構が公表したところによりますと、新型コロナウイルスに係る条例が４月26日現在、確認できるものとして全国で58条例が制定され、感染症予防法や新型インフルエンザ特措法など、国による対応措置のほか、自治体が独自に条例を制定し、市民の安全・安心とともに、感染防止に努める動きが出てきております。

それぞれの自治体はその状況を踏まえ、様々な規定が盛り込まれておりますが、数として最も多いのは、新型コロナウイルス感染症の感染者などに対する不当な差別などの禁止や人権擁護に特化した条例のようです。

その内容は、新規感染者の増加で周囲に感染者が出る機会も増え、いわれのない差別が増える可能性があることや、コロナ感染者に対する差別的な扱い、誹謗中傷を防ぐための差別禁止を盛り込んだものです。

そのほかにも、マスク着用、臨時の医療施設の開設、自治体を実施する対策、感染症対策に関する自治体の責務、住民、事業者などの責務や役割など、当該の自治体の実情を踏まえた条例が制定されているようです。

当保健所管内においても、過去に感染者が発生した際、誹謗中傷があったことや、コロナ変異株による感染拡大が想定されることなどから、他の自治体の条例を参考にし、当市において必要な条例制定が望ましいものと考えます。

また、新型コロナウイルスに特化した条例ではなく、新型インフルエンザなどの感染症にも応用できる条例の制定もあるのではないのでしょうか。

いずれにしましても、コロナ感染者に対する誹謗中傷のないまちを、市長が就任した際、職員への訓示で示した、優しい由利本荘市に合致するものであり、それにふさわしい条例ではないかと認識するところであります。

条例制定に対する当局の考え方を伺います。

続いて、（４）生活困窮者や医療従事者などへの支援についてお伺いいたします。

１年以上にわたるコロナ禍により、多様な方々の生活へ大きな影響が続いております。この間、本市でも様々な支援を行ったことで、市民の皆様からは評価を得ていると認識するところであります。

とりわけ、プレミアム商品券の発売では、販売から数日のうちに完売するなど、大変好評を得た支援策であったと思いますが、他の自治体では完売しなかったところもある中、飲食券ではなく商品券としての発行が功を奏したものと思われれます。

実際、昨年９月定例会において、商品券の使用についてどの業種で使用されているか確認したところ、その時点での数値として当局からは、発行総額１億２,０００万円のうち８,７０５万円が使用されており、その内訳は、途中経過では小売業が８２.５％、サービス業が９.５％、飲食業が５.６％、建設業が２.４％となっており、事業所の支援や市内で消費拡大などに効果があったとのことでした。

これを見ても、いかに生活関連に消費されたかが分かり、生活支援と地元事業者支援の両面に効果のある支援策であったとうかがえます。

一方、視点を変えれば、この商品券を買える方はよいのですが、そもそもこれを購入するだけの余力がない人、例えば生活保護者であったり、非課税世帯などの生活困窮者など、買いたくても買うことができない方も現実はおられるわけで、そのような方々には、昨年、国が行った１人１０万円の給付金方式のほうがありがたかったのも事実ではないのでしょうか。

以上のような考え方からか、井川町などでは昨年実施した全町民に町内限定で使える１人当たり６,０００円の商品券の発行を今年は倍増して、１万２,０００円の商品券を発行することとしております。これにより、貯蓄に回ることもなく、使用を町内に限定することで地域経済と生活支援両面への効果が期待できます。

そこで伺います。昨年、１億２,０００万円の商品券を発行しましたが、全市民における利用率は把握されておりますでしょうか。

この支援策は大変好評であり、事業者支援の側面としては効果的でしたが、今後は生活困窮者の側面からの支援策も必要ではないのでしょうか。

仮に、全市民約７万４,７００人に１人３,０００円を発行した場合、２億２,５００万円が必要となりますが、宿泊施設や飲食業など商売されている側の支援とともに、利用者側の視点で今の状況が続くと仮定し、追加の市内業者への施策が必要となった場合には、生活困窮者などあまねく公平に行き渡る施策として、全市民を対象にした商品券の発行について

て、当局の考え方を伺います。

また、昨年、コロナ禍の初期においてマスクの品切れが発生したこともあり、救援策としてアベノマスクが全国民に配布されました。

現在は、このマスクの需要と供給のバランスは保たれており、以前と比較し、マスクの販売数も拡大前から10倍くらいまで増えているようです。

当市でも昨年、備蓄品としてマスクを購入しておりますが、今後の状況によっては、医療従事者や高齢者施設など、常にマスクを必要とする業務従事者及び人工透析で定期的な通院が必要な基礎疾患を持っている方や妊婦の方など、感染リスクの高い方々への配布も必要となることも想定しておく必要があるかと思えます。

昨年のマスク不足において、リハビリや定期的に通院が必要な疾患をお持ちの方にとっては、欲しいときに手に入らず、大変な状況であったとお聞きしました。

まさにマスクは新しい生活様式の代表格となっており、昨年来、インフルエンザ罹患者が激減したこともあるなど、その有効性が実証された今、マスクの需要は今後も続くことでしょう。

医療従事者や身体的リスクを背負っている方々へのマスクの無料配布など、当市における感染拡大時の準備について当局の考え方を伺います。

続いて、大項目2、医療関連に係る助成についての（1）小児がんなどの治療によるワクチン再接種への費用助成についてお伺いいたします。

3月の秋田魁新報に、小児がん治療ワクチン再接種への費用助成について記事が掲載されておりました。

その内容は、小児がん治療などの際、乳幼児期にワクチンの定期接種で獲得した免疫を失ってしまい、免疫がなければ感染症にかかりやすくなり、改めて予防接種を受ける必要があるものの、再接種の助成制度を設ける自治体は全国的にも少なく、自己負担が重くのしかかっているといたったものでした。

小児がんなどの子供たちは、骨髄移植など血液細胞をつくる造血幹細胞の移植を受けた場合、それまでに獲得したワクチンの免疫が失われることがあり、免疫を失った子供は生まれたての赤ちゃん同様、感染症にかかりやすく、再度の接種が必要となりますが、予防接種法に基づく定期接種対象のワクチン全てを助成なしで再接種する場合、20万円以上の費用負担となります。

厚生労働省が2018年7月に全国1,741の自治体を対象に実施した調査では、再接種の助成事業を行っているのは89自治体で、全体の約5%にとどまっており、県内で助成制度があるのは鹿角、横手、大仙の3市と美郷町の4市町のみ。助成額や条件にばらつきはあるものの、ほぼ全額公費で賄われているようです。

ワクチンの再接種が必要となる可能性がある造血幹細胞移植を県内で受けた子供は、10年間で延べ17人とも言われており、専門医は、負担なく受けられるようであればならないと指摘しております。県内には、患者側の実情を考慮し、制度を整えた自治体もあり、大仙市では、病気の治療で免疫を失った子供の親の声を契機に、昨年4月からワクチン再接種の助成事業を始めております。

造血幹細胞移植は、その対象者数が少ないことから、小児がん治療ワクチンの再接種に対する認知度は低いように感じますし、実際、私もその新聞記事を見て初めてこの実

情を知りました。

加えて、造血幹細胞移植は助成の対象となるものの、抗がん剤治療後のワクチン再接種は対象外となっている自治体も多いようです。ちなみに、小児がんの患者は全国で年間2,000人から2,500人ほどと言われており、単純計算で1自治体に僅か1人か2人です。

2017年から全国市長会でも国に対し、骨髄移植などを行った患者への再接種を定期接種と位置づけるよう提言しているようですが、実現が不透明な中、未来ある子供たちのため、少しでも親の負担をなくすことが大切ではないでしょうか。

小児がん治療によるワクチン再接種の費用助成について、当局の考え方を伺います。

続いて、(2)人間ドック受診時における助成の増額についてお伺いいたします。

人間ドックの受診は、いまさら言うまでもなく、早期病症の発見による初期治療のほか、本人はもとより、国や各自治体においても治療費の抑制につながることから、国や各自治体で様々なプランを用意し受診を促進しているところであります。

しかしながら、年金受給者及び後期高齢者にとって、人間ドックはその費用負担が重くのしかかり、それにより受診を諦めている方もおられるのではないのでしょうか。

各自治体では、費用負担軽減の観点から助成を行っておりますが、その額は各自治体によって異なっていたことから、全県各市における助成額を調べてみました。

受診する医療機関により助成額が違うなど、適用する条件に相違があるため、完全な比較とはなりません。例えば、秋田県総合保健センターで受診した場合、基本料金は4万960円となり、秋田市では2万6,066円の助成額で、自己負担は1万4,894円、大館市では2万3,586円の助成で、自己負担は1万7,374円となっております。

他の自治体において助成額がどうかと言えば、助成額の多いところでは、男鹿市の受診費用の半額助成、これは限度額が3万6,000円、これを筆頭に、仙北市の2万1,000円、湯沢市の1万8,000円、鹿角市1万4,000円と続いており、それ以外では、1万円が横手市、にかほ市。潟上市は不明でしたけども、私が調べた中での最低額は、北秋田市の7,000円でした。

当市は、大仙市と同額の8,000円の助成がありますが、さきの例で示した秋田県総合保健センターを受診した場合の自己負担額は3万2,960円となり、秋田市や大館市と比較し、1万5,000円以上の差があることとなります。

現実には、市内にある3つの対象医療機関を利用する方が大半かと思っておりますので、受診料2万3,500円から8,000円を引いた1万5,500円が自己負担となり、秋田県総合保健センターと比較すれば負担は軽減されるようです。

しかしながら、国民年金生活者や低所得者及び後期高齢者の方々にとっては、決して安くない金額であり、年金支給額が下がりつつある中、介護保険料も制度化当初の2,000円台から今では7,000円に達し、さらには厚労省の見立てで2025年には8,000円を超えるとされている状況の中において、年金生活者、とりわけ国民年金受給者や後期高齢者の方々が受診を控えることとなれば、結果として、市民の健康面や市の財政にも悪影響を及ぼすことになるのではないのでしょうか。

そこで伺います。昨年度、この助成に対する年代別の対象者数、利用者数及び利用率はどうなっていますでしょうか。

また、当市は他市と比較しても低い助成額であることから、増額が必要と認識しますが、当局の考え方を伺います。

続いて、大項目3、投票率を高める施策についての（1）移動投票所の開設などについてお伺いします。

先般行われました各級選挙では、知事選においては地元からの立候補者、市長選では12年ぶりの選挙となったこと。加えて、市議会議員補欠選挙では4人の立候補者などにより、投票率は上がると見込まれておりましたが、全県的にはこの間の傾向どおり、知事選の投票率は過去最低の56.56%となりました。

一方、18歳、19歳の投票率は48.5%となり、前回の知事選から11.33ポイント上昇するなど、明るい兆しも見えつつあり、当市でも今回、新たに2人の若手議員が仲間入りとなったことで、若年層の政治離れに対し、選挙というものを身近に感じてもらえるようになったのではないかと期待するところであります。

しかしながら、全国的に見ても投票率の低さは課題となっており、それを高めるための施策を各自治体が知恵を絞って取り組んでおりますが、長野県筑北村選挙管理委員会は、さきの参議院補欠選挙における期日前投票で、車を使った移動投票所を初めて開設しました。投票区の再編で廃止された投票所4か所の対象地域で車を巡回させ、有権者に車内で投票してもらい、再編で投票所が遠くなった住民や、交通手段が限られる高齢者が投票しやすい環境を整える狙いで開設しました。

投票箱や記載台を備えたワゴンタイプの公用車が投票所となり、村内4か所の公民館駐車場などにそれぞれ1時間程度止まり、投票人は1人ずつ車内に入り投票を行ったようです。

村の選管は、まずは実際にどれくらい人が来るか状況を見たい。投票率向上に向けた今後の検討材料として生かしたいとしております。

また、同じ長野県松本市では、来る衆院選の期日前投票で、市内の高校や中山間地域を回る移動投票車を運行する方針を示しました。

当市でも、投票率向上に向けて、期日前投票所をスーパーなどに開設するなどを講じてきましたが、投票所まで来ることが困難な方向けに、公用車などを活用した移動投票所の開設を考えてみてはどうでしょうか。

また、さきの選挙では投票済証明書を提示することで、約40店舗の協力店から特典を受けられるというユニークな企画を考えてくれた有志の方々のおかげで、初めて選挙で投票したといった若者も多くいたようです。

このような取組により、多くの市民の皆さんが政治に関心を持っていただくことで、市長が掲げる市民生活がいちばんに近づくことになるのではないのでしょうか。

政治に無関心でも無関係ではいられない、このことはコロナ禍で年代問わず、多くの市民の方が身をもって感じていることと思います。

投票率を向上させる施策としての移動投票所の開設や、先ほど述べましたユニークな取組に対する当局の考え方について伺います。

また、当市の年代別の投票率の状況を伺います。

続いて、（2）主権者教育と労働教育についてお伺いします。

市長は、議員当時の平成31年3月定例会において、これまでの経験や他自治体での取

組などにに基づき、子ども議会の開催を当局に求めております。

その中では、未来を担う本市の小中学生が、住民自治の基本である市議会の場を経験し、明るい本市の発展のため、子ども議会の開催を積極的に検討すべきと提案しております。

私も全く同感でしたので、当時のことは鮮明に記憶しておりますが、今もその考え方について不変か、市長の考えを伺います。

当時の市長答弁では、若い感性から生まれる発想や提案は、今後の市の政策においても大変に参考になる。今後は市の課題や政策等について考えを交わす機会の設定を進めていきたいとありました。

また、教育長答弁では、毎年、各中学校の生徒会役員を対象とした中学生会議を開催し、それが、主に学校が抱える問題をテーマとして生徒同士が話し合い、効果的な取組を考える場となっていること。中学生会議は、これまで生徒同士の関わりを重視していたが、視野を広げ、地域に密接に関連した諸問題について考えを持つことは、市民の一人としての自覚と市政への高い参画意識を育み、主権者としての意識を高める上で非常に有意義であることから、今後、中学生会議をより発展させ、中学生が市長や議員の立場になって考えを述べたり、議場を学習の場として利用したりする取組について、関係機関と連携を図りながら進めていくとの答弁がなされております。

そのような経過を経て、今年1月21日に中学生会議がこの議場で開催されました。その内容は、スマートフォンなど端末の使い過ぎを防ぐ取組についてを話し合ったようですが、これまでの中学生会議の位置づけと変わらず、学校や生徒が抱える課題を参加者で解決するといった従来のスタイルではなかったのではないのでしょうか。

当時の答弁であったように、市の課題や政策などについて考えを交わす機会の設定を進めていくからは乖離し、当時、湊市長が求めた位置づけとは違うものだと認識します。

横手市では、昨年11月19日に市内の7中学校を対象として、中学生が議員となり、議場で政策をアピールする模擬議会を開催しております。政策づくりの過程で事前に市の現状などを学んだことにより、現実性のある提案になったようで、シニア世代と小中学生が休日の校舎を利用し、交流し学び合う場の創出、新規就農者へのサポート組織の設立など、市の政策立案にもつながる効果のほか、参加した中学生からは、横手市や秋田県、日本の未来を担う責任を大きく感じたと話しているなど、まさしく当時の湊市長が意図するものであり、当局に求めた内容そのものではないのでしょうか。

今回、当市で開催した中学生会議が関係機関と連携を図り、取組を進めた結果、当時の答弁と違った形になった経緯についてお伺いします。

また、主権者教育の中で大切なこととして、働くことと納税があらうかと思えます。先ほどの質問の中でも述べましたが、政治に無関心でも無関係ではいられないことを理解できるよう、働くことで税金を納め、それがどのように自分の生活と関わってくるのか、事例を基にその必要性を認識してもらうための学習の場があってもよいのではないのでしょうか。小学校の高学年にもなれば理解できるかと思えますが、そのような学習の場として、租税教室や国税庁のサイトにあるような年代に応じた学習資料、そして各種団体からの出前授業もあるようです。

いずれにしましても、働くこと、納税すること、生活すること、それぞれの関わりを主権者教育の面からも小学生高学年の段階から取り組むべきと考えますが、当局の考え方を伺います。

続いて、大項目4、移住・定住につながる施策についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、移住・定住の動きが首都圏等を中心に活発化してきております。

政府はもとより、各県、各自治体でも補助や創意工夫した多様なサービスを用意し、競争下の状況にあります。宝島社2021年版住みたい田舎ベストランキングの記事において、コロナ禍で地方移住の熱が高まっており、緊急事態宣言後は地方移住に関して、より熱意のある方からの問合せが増えている。コロナ禍によってテレワークやワーケーションが浸透しつつあることで、自治体の地方移住支援競争はますます激しくなりそうだと分析しております。

また、地方創生プラットフォームであるネイティブ株式会社のサイト情報によりますと、移住・定住の地としては、これまでの首都圏に程近い静岡県や山梨県、長野県などが人気でしたが、注目ポイントは、10位に群馬県、12位に茨城県、13位に栃木県など、首都圏により近いエリアのランクアップ。そして、在宅勤務が増えたことをきっかけに、これまでは職場へのアクセスを重視してきた人が仕事を変えずに、引っ越しに近い感覚での移住希望が増えたと述べております。

加えて、テレワークの普及によって転職しなくても移住が実現できるようになり、移住の障壁となっていた仕事の問題が解決したことで、2020年の移住希望者は大きく増えているようです。

1年以内の移住希望が前年より6.1ポイント増加したほか、移住希望先に地方都市を挙げる割合は68.5%と高まっております。テレワークとオンラインセミナーの普及により、全く新しい地方移住のきっかけが生まれています。あわせて、自治体の移住促進もオンラインでのセミナーや移住相談を積極的に行った自治体は関心度に大きく影響しています。

まずは、地方移住という取組を知ってもらうという段階から一歩進み、各年齢層や属性ごとに的確なメッセージを伝えることで、より満足度が高く継続する地方移住が可能になる状態になってきました。

今後は、よりきめ細やかな地方移住促進の仕方を生み出し、伝える場をつくることが重要になってくるはずと、さきのネイティブ株式会社では分析しておりますが、全くそのとおりだと思います。

私は、コロナ禍以前から一般質問において、テレワーク・ワーケーションの必要性を説き、羽後本荘駅前の活性化と関連づけて推進するべきと訴えてきました。当局からも前向きな答弁を得られており、先般は産学共同研究センター内にサテライトオフィスが整備されました。

そこで一つ伺います。この施設への応募や利用状況はどうでしょうか。また、この施設への誘引にどのようなアプローチをしておりますでしょうか。

さて、国、県でも地方への移住やテレワーク推進に向け、補助や様々な制度・仕組みを整えており、その内容はかなり厚みがありますが、全国的な競争下の中、それを選択

する側にとって魅力ある地域とともに、制度の充実など差別化が明暗を分けると考えます。

国、県の補助に加え、市独自のかさ上げの助成や創意工夫したアイデアなどにより、このビッグチャンス逃がさない取組が必要と認識します。

市長は、議員時代を含め、先般の所信表明や広報においても、このテーマについては前向きな発言をされており、大いに期待するところでありますが、改めてその考え方を伺います。

続いて、大項目5、地域おこし協力隊の増員に向けたインターン制度の活用についてお伺いします。

私は地域おこし協力隊について、これまで本市における隊員が少ないことや、退任後の定住者が皆無であることに課題認識を持ち、昨年3月定例会の一般質問において、協力隊の必要性と増員及び退任後の定住について、当局の考えをただしております。

その際、当局からは、それまでの協力隊の活動内容や実績が示されるとともに、定住につながらなかった要因として、家庭の事情などにより本市を去らなければならなかった方や、当時は制度が始まって間もない時期でもあり、市と協力隊員の事業への取組方や方向性において、相互理解が不足していた点もあったとの報告に加え、今後は過去の経緯を十分踏まえながら、取組成果を引き出せる職場環境を整え、支援してまいりますとの答弁を受けております。

そこでお聞きします。コロナ禍において、移住・定住に関心が寄せられている中、県内の自治体では今年も新たな協力隊が任務に就いている記事を見ましたが、本市の協力隊に対する問合せや応募があるのか伺います。

さて、総務省では、令和6年度に地域おこし協力隊の隊員数8,000人という目標に向け、応募者数の増加が急務としており、それに向けては、令和元年度からおためし地域おこし協力隊を実施しております。その内容は、期間は主に2泊3日、移住要件はなし、活動としては、行政、受入地域など関係者との顔合わせ、地域の案内、交流会・地域協力活動の実地体験などを担うとしております。

しかしながら、隊員としての実際の活動や生活が具体的にイメージしにくいという意見もあり、そこでお試しと本体との間に、新たなメニューとして地域おこし協力隊インターンを創設し、応募者の裾野を拡大し、この地域おこし協力隊に結びつけようと、新たな制度をこの4月に創設しました。

地域おこし協力隊インターンの内容は、期間は2週間から3か月、移住要件はなし、活動内容としては、地域おこし協力隊と同様の地域協力活動に従事するとしております。

これを受け、鳥取県琴浦町では早速この制度を利用し、地域の活性化に意欲のある都市住民を受け入れ、地域力の維持や強化を促進するため、都市地域から琴浦町へ転入して、地域おこしに取り組む地域おこし協力隊へ結びつけるため、令和3年6月の1か月のお試しインターンとして、観光情報発信業務に当たる人材を募集しております。

参加者の活動経費は、1日当たり1人1万2,000円を上限に国から特別交付税として交付されること。また、インターンのプログラム作成などに要する経費1団体当たり100万円を上限とする財源措置も講じられることから、優位な制度と考えます。

名称はインターンですが、学生に限らず社会人も参加できることから、学生の夏休みや、社会人であれば長期休暇中の活動も可能であると考えます。

コロナ禍の中、移住・定住につながる要素を持った地域おこし協力隊へ結びつけるためのインターン制度の取組を早急に進めるべきと認識しますが、当局の考え方を伺います。

続いて、大項目6、空き家の改修及び解体時の助成についてお伺いします。

さきに行われた選挙において市内全域を回る中、今年の豪雪で倒壊している空き家を含む建造物が散見され、改めて市内の空き家の課題を実感したところであります。

空き家問題については、これまでの多くの議員の皆さんが課題認識を持っておられ、一般質問などで空き家解消に向けた提案などをされております。

この課題は全国的なもので、各自治体においてもその対応策に苦慮しているのが実情であります。改修による利活用に対する助成や倒壊の危険性が高い特定空家などに対する助成により、空き家解消に結びつける自治体も増えてきました。

当市においても、移住・定住時のリフォーム補助制度や、先般完成しました県立大学生とのコラボによる移住希望者向けの体験宿泊機能を有する施設ここわきや、東由利NPO法人黄桜の宿による生きがいシェアハウス実験事業など、空き家の利活用に向け多くの方が知恵を出し取り組んでいるところであり、大変ありがたい限りです。

問題は、利活用できない老朽化した空き家であり、特定空家については周囲に与える影響から早急な対策が必要ですが、所有者が解体費用を負担できないことから思うように進まないのが現状のようです。

その一番の要因である費用について、解体費用の一部を補助し、空き家の解消に取り組んでいる自治体が増えつつありますが、補助に当たっては、1981年5月31日以前の旧耐震基準の建物であることや、建て替えを目的としていないことなどを条件にし、倒壊の回避に努めているところもあるようです。

そのような中、大仙市では自治会に9割を補助し、危険な空き家の解体につなげる方針を示しました。

自治会から、自分たちで解体したいとの相談が寄せられたことがきっかけとなり、この制度を創設したようですが、補助の条件は、生活困窮者が所有しており、隣家や道路に危険が及ぶ可能性が高い空き家を対象としており、解体後10年は売却せず、催物会場や雪捨て場など、地域のために利用することも条件とすることとしております。

また、自治会が所有者から同意を得た場合に自治会へ補助することとしており、一般的な解体費用は200万円に収まるとして、180万円を上限としております。

特定空家の解体は本来所有者自らが行うことですが、様々な理由からその解消が進まない現状を踏まえた対応が必要となりつつあるのではないのでしょうか。

本定例会に空き家対策の予算が提案されておりますが、危険な特定空家解消のためには、大仙市のような自治会などと連携した思い切った取組も必要と認識しますが、当局の考え方を伺います。

以上、大綱6点について壇上からの質問といたしますので、御答弁方よろしくお願いたします。

【2番（岡見善人議員）質問席へ】

○議長（三浦秀雄） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。まずは、岡見議員におかれましても祝意を述べていただきまして、誠にありがとうございます。しっかり務めてまいりたいと思っております。

また、冒頭、お話のありましたワクチン接種等々、本日の報道にもありましたが、今のところ、多くの皆様の御協力により順調に進んでおるところであります。引き続き、先ほどの御提案も踏まえながら様々なことを検討させていただき、一日でも早く希望者に接種をできるように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、岡見善人議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、新型コロナウイルスに係る状況と今後の対応などについての（1）コロナ禍に伴う解雇・雇い止めの状況とその支援についてにお答えいたします。

本市における新型コロナウイルス感染症の影響による直近の解雇や雇い止めの状況と、そのうち非正規雇用者数につきましては、ハローワーク本荘管内において、昨年の9月定例会の報告以降で、市内1社において30名の方が解雇され、うち本市の方が27名、そのうち非正規雇用者数は11名と伺っております。

市では、これまでも市独自の支援策として、離職中や解雇の予告を受けた方を対象に、就業する上で有利となる資格を取得した方の受講料等の一部を助成する就業資格取得支援補助金事業を実施してまいりました。

今後も新型コロナウイルスの影響が長期化することも想定されることから、国の事業者向けキャリアアップ助成金制度や県の労働移動奨励金など各種支援策を周知し、国・県の施策と重層的に連携しながら、勤労者に対する支援に取り組んでまいります。

次に、（2）成人式や県外の学生が帰省する際のPCR検査の義務づけと費用の一部助成についてにお答えいたします。

現在、県では新型コロナウイルス感染拡大に伴い、4月12日より警戒レベルを3に引き上げて、都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛を要請しております。

県外で生活している本市出身者の皆様や家族の皆様においては、大変つらい思いをされていることと心を痛めているところであります。

御提案のPCR検査の義務づけと費用助成等についてであります。PCR検査は検査時点での感染状況を把握するものであり、以降の感染状況を保証するものではなく、また、帰省費を含めた費用に対し助成することは、移動促進につながる場合もあることから、慎重に判断しなければならないと考えております。

市といたしましては、今後、感染状況を注視しながら、まずは感染対策の啓発及びワクチン接種の邁進に努めてまいります。

次に、（3）コロナ対策条例の制定についてにお答えいたします。

現時点で、由利本荘保健所管内ではコロナ感染者が多くありませんが、全国的に感染が拡大しており、一日も早い収束を願っております。

感染対策につきましては、市の広報紙やホームページ等で周知しており、また、新型コロナウイルス感染症に罹患した患者及びその家族の人権侵害につきましても、あつて

はならないことであり、その旨の周知に引き続き努めてまいります。

なお、コロナ対策条例の制定につきましては、今後、その必要性等について十分に検討を重ねてまいります。

次に、（４）生活困窮者や医療従事者などへの支援についてにお答えいたします。

昨年度と今年度を実施しましたプレミアム付応援商品券、プレミアム飲食券・商品券の発行事業につきましては、コロナ禍により影響を受けている商店への支援や消費拡大を目的に実施しているもので、購入者を市民に限定していないことから、全市民における利用率は把握しておりません。

御指摘の非課税世帯や生活保護者などの生活困窮者の方につきましては、現在、県が市町村を通して行う新型コロナウイルス対策生活応援事業において、支給決定者１人当たり１万円の生活応援商品券を配布する予定で準備を進めております。

こうした取組により、コロナ禍における生活困窮者の日常生活の支援と地元事業者の支援を併せて行ってきたところであります。

マスクの需要につきましては、今後も続くものと認識しており、感染が急速に拡大し、市民へのマスクの提供が急遽必要になった場合は、市の備蓄品を転用することも視野に入れております。

また、医療従事者等へのマスクの配布につきましては、国や県の支援の動向を注視し、判断してまいります。

次に、２、医療関連に係る助成についての（１）小児がんなどの治療によるワクチン再接種への費用助成についてにお答えいたします。

治療後のワクチン再接種につきましては、予防接種法に基づく定期接種の対象外であるため、再接種した場合は任意接種の扱いとなり、制度上は費用の全額が自己負担となります。

現在、長期療養のため定期接種の期間を過ぎた方に対し、特例措置として期間を延長し、自己負担なしで接種できる制度があり、市では過去５年間で５名の方が利用をされております。

国の予防接種基本方針部会では、再接種を定期接種化するか否かについて審議されており、また、県単位で助成事業を実施している地域もあることから、今後、乳幼児健診などを通して、対象者の有無や人数等について把握するよう努めながら、国や県の動向を注視し、制度化の必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、（２）人間ドック受診時における助成の増額についてにお答えいたします。

昨年度の人間ドック助成に対する年代別の対象者数、利用者及び利用率につきましては、令和２年度ベースにおいて、４０歳から５９歳までの対象者数は２,６３８人、利用者数２１９人、利用率８.３％。６０歳から７４歳までの対象者数は１万１,８３９人、利用者数２,３４９人、利用率１９.８％。７５歳以上の対象者数は１万４,７７２人、利用者数１１４人、利用率０.８％であります。

また、本市の人間ドック助成額につきましては、無料で受診できる特定健康診査に係る市の負担額が約８,０００円であることから、同額の８,０００円としているところです。

参考までに、秋田市や大館市では後期高齢者に対する助成は行っておらず、国民健康保険では人間ドック助成対象人数にあらかじめ上限を設けており、秋田市は１,３６０人、

大館市は270人と伺っておりますが、本市では上限を設けることなく、後期高齢者の皆様を含め、先ほどお答えしたように、2,682人の方に助成制度を利用させていただいております。

市民の健康増進を図るため、限られた予算の中でより多くの方に無料で受診できる特定健康診査を受けていただくことが、まずは重要であると考えことから、当面、人間ドック受診に対する助成額の増額は考えておりませんが、特定健康診査の受診率向上を図り、生活習慣病予防対策に努めてまいります。

次に、3、投票率を高める施策についての（1）移動投票所の開設などについては、選挙管理委員会委員長からお答えいたします。

次に、（2）主権者教育と労働教育についてにお答えいたします。

私は、平成31年3月定例会において、未来を担う本市の小中学生が住民自治の基本である市議会の場を経験し、明るい本市の発展のため、子ども議会を積極的に開催すべきと提案しましたが、現在もこの考えに変わりはありません。

若い感性から生まれる発想や提案は、今後の市政においても大いに参考になるものと考えております。今後は、中学生からの提案を受けるような場面も取り入れるなど、工夫をしていきたいと考えております。

なお、昨年度の中学生会議の内容と労働教育については、教育長からお答えをいたします。

次に、4、移住・定住につながる施策についてにお答えいたします。

本年4月、本荘由利産学共同研究センター内にオープンしたサテライトオフィスにつきましては、これまで多くの問合せを受けており、視察・見学が13件、ウェブ会議等での利用実績が11件となっております。

また、5月4日にはeスポーツのオンラインイベントを当該オフィスにて開催するなど、多様な取組を展開しているところであります。

御質問の誘致へのアプローチにつきましては、現在、県の企業立地事務所に派遣している職員を通して、首都圏のIT企業などへ積極的に働きかけを行うとともに、国の地方創生テレワーク交付金を活用しながら、プロモーション動画やウェブ広告の活用、モニターツアーを開催するなど、地域ならではの魅力を効果的に発信し、サテライトオフィスを活用したテレワークやワーケーションなどの誘致を推進してまいります。

特に、ワーケーション誘致につきましては、特別会員として先般加入した秋田ワーケーション推進協会と連携しながら、鳥海山をはじめとする自然や魅力あるレジャー環境など、多様なポテンシャルを発揮させた取組を行ってまいります。

さらに、市独自の取組といたしましては、サテライトオフィスの使用料の減免のほか、オフィス環境の優位性とともに、このたび、石脇地区に整備したお試し移住体験等複合機能施設ここわきを拠点に、地域密着型の取組を積極的に展開し、関係人口の創出や移住・定住につなげてまいりたいと考えております。

次に、5、地域おこし協力隊の増員に向けたインターン制度の活用についてにお答えいたします。

地域おこし協力隊員に任期終了後も定住していただくためには、任期中の活動と結びついた、任期終了後の起業や就職を見据えた研修などのサポートが重要であると考えて

おります。

本市においては、現在1名の地域おこし協力隊員が、鳥海高原の観光資源のPRと誘客促進業務に従事しており、市では隊員の業務を支援しながら、市外の協力隊との情報交換や起業研修など、県や国が実施している研修にも参加していただいております。

これまで、地域おこし協力隊については、隊員の業務に多くの支援が必要であることや定住に結びついてこなかったことから、新規の募集を行ってきておりませんでした。しかし、近年ではサポートデスクや隊員同士のネットワークづくり、起業支援など、国や県の支援体制が整備され、これまでの課題が改善されてきているほか、地域おこし協力隊インターン制度は財政面においても有利な制度であることから、今後、そうした制度の活用を図りながら、地域おこし協力隊の募集を検討してまいりたいと考えております。

次に、6、空き家の改修及び解体時の助成についてにお答えいたします。

本市では、これまでも地域の安全や衛生的な環境の確保などの観点から、空き家の適正な管理や解体に向けた所有者等との電話や窓口での相談のほか、空き家の状況によっては、適正管理通知の送付などにより対処してきたところであります。

また、これらに加えまして、今年度から新たな補助制度の創設を考えており、今定例会において補正予算を御審議いただくこととしております。

この制度は、市内の特定空家等で危険な状況にある空き家を対象に上限50万円としながら、解体に関わる工事費などについて2分の1を補助するものであり、補助対象者については、主たる生計維持者の前年度所得金額が460万円以下である世帯としております。

解体の必要性を感じている所有者も多い中、多額の費用を要することが解体撤去に踏み切れない大きな要因の一つであり、本補助制度の導入による費用面での後押しが空き家の解体促進の一助になるものと期待をしております。

空き家の解消に向けては、議員御指摘のとおり、利活用や解体促進など多角的な取組が重要であります。今後の補助制度の在り方についても、大仙市を含む他市町村の状況も十分に調査しながら、より効果的な施策を研究してまいります。

以上でございます。

○議長（三浦秀雄） 齋藤選挙管理委員会委員長。

【齋藤悟選挙管理委員会委員長 登壇】

○選挙管理委員会委員長（齋藤悟） 岡見善人議員の選挙管理委員会関係の御質問、3、投票率を高める施策についての（1）移動投票所の開設などについてにお答えいたします。

移動期日前投票所については、各自治体で投票所の再編等に合わせて、移動支援策の一つとして実施されております。

本市にも平成30年度に再編した投票所を中心として、無料巡回バスの運行やタクシーでの送迎など、本市の実態に即した投票所への移動支援策を検討中であり、各市の状況も確認しながら引き続き検討してまいります。

また、4月4日執行の選挙では、飲食店等有志の方々が投票済証明書の提示により、特典を受けられるという企画を実施されたとのことで、若年層がそのような企画により

選挙に関心を持っていただいたことは、選挙管理委員会としても心から感謝申し上げます。

次に、年代別の投票率につきましては、本市全体は把握しておりませんが、県が発表した年代別の投票率は、県内25市町村それぞれにおける標準的な投票率を示す各1投票区を抽出し、集計したものを基に、投票率の平均的傾向を求めたものであり、実際の投票率は異なりますが、今回の県知事選挙で本市が県に報告した投票区での投票率は、18歳・19歳が55%、平成29年4月の同選挙は28.95%で26.05ポイント増加しております。

さらに、若年層だけで申し上げますと20代が40.09%で、前回と比較して11.04ポイント増加、30代が47.35%で、前回と比較して8.8ポイント増加しております。

しかし、投票率の変動につきましては、有権者の政治意識の変化や投票日当日の天候など、複数の要因が考えられます。

今後も、明るい選挙推進協議会の委員と連携を図りながら選挙啓発に努めるとともに、有権者に関心を持ってもらえるような啓発方法についても検討してまいります。

○議長（三浦秀雄） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） 岡見善人議員の教育委員会関係の御質問3、投票率を高める施策についての（2）主権者教育と労働教育についてにお答えいたします。

中学校の主権者教育の狙いは、社会の基本原則となる法や政治、経済等に関する知識を習得させることのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や課題解決に向けて協働的に追求し合意形成をする力、さらに、よりよい社会の実現に向けて主体的に参画しようとする力を育成することにあります。

平成31年に提案されました子ども議会は、こうした主権者教育の推進のための大切な場と考えております。また、中学生ならではの感性から生まれる豊かな発想は、市の政策においても大いに参考になるものと考えます。

昨年度は、喫緊の課題となっていたスマートフォン等メディアの利用について、市内中学生が連携して自分たちで解決する必要があると考え、中学生会議を進めたところです。各校で協議された意見を持ち寄り、本会議場を使ってさらに討論と意見集約を行っております。そして、その結果を再度自分の学校へ持ち帰り、実際の生徒会活動に反映させております。

今年度は、この中学生の身近な課題に加え、地域の課題や市の施策の話合いも取り入れ、議会形式も視野に入れながら、充実したものに発展させていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

また、主権者教育の出発点として、小学校から新聞を活用した学習や勤労体験など、社会に関心を持つ場を設定しております。さらに、例年全ての6年生を対象に租税教室を行っており、税務署の出前授業として、租税の役割や納税の義務、生活とのつながりなどについて学ぶ貴重な機会となっております。

今後も関係機関との連携を図りながら、よりよい社会をつくろうとする児童の育成に努めてまいります。

以上であります。

○議長（三浦秀雄） 2番岡見善人さん、再質問ありませんか。

○2番（岡見善人） 丁寧な答弁ありがとうございました。

私の質問の中には、結構お金のかかる補助等があるので、なかなか財政面で厳しい状況の中、全部が全部ということにはなり得ないと思いますけども、その中でもやってもらえるような、検討するというようなこともありましたので、ありがたいなと思っています。

何点か再質問させてください。

大項目1の新型コロナウイルスに係る状況と今後の対応などについての（2）成人式や県外の学生が帰省する際のPCR検査の義務づけと費用の一部助成についてです。答弁の中に、PCR検査はそのときの状況を把握されるものであって、その後の保証ではないのでという文言があったと思います。

今回この話をさせてもらったのは2つあって、1つは、やっぱり今、首都圏にいる学生方は非常に厳しいというのを聞いております。質問の中にもあったとおり、アルバイト先が休業になってお金が入ってこなかったり、加えて帰省もできないという状況の中で、こういった方々に成人式に来てくださいますとこちらからアプローチする部分については、市の主催なので、ぜひその助成をしてもらいたいというのが1点。

それからもう一つは、PCR検査は水際対策といった面で有効だという考えの基に提案させてもらったんです。なので、この辺は、ぜひもう一度考えてもらいたい。私は、非常に大変な状況だということで、帰省する際の旅費の一部もと申しましたが、せめてこのPCR検査は、向こうで無料で検査をして、その証明を得てこちらに来るということで、水際対策のところでも有効ではないかということでございますので、市長、この考え方についてももう一度お願いします。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） 岡見議員の再質問にお答えをいたします。

岡見議員のおっしゃるとおり、PCR検査については、しないというよりもかなり慎重に判断しなければならないだろうと考えています。今御提案ありました2点についてということですが、全く私も同感であって、学生の皆さんが成人式のために来ることの一つの大きな安心材料になるということはそのとおりなんですけど、実は、この慎重に判断しなければと言っていることについては、PCR検査で陰性だったのでオーケーだということで、それでお墨つきをもらったようにして、実は、後で陽性になったという例もあったりするものですから、PCR検査をやって陰性であればもうよいという、その辺のことについて理解をもう少し深めていただかないといけないのかなですとか、そういったことも考えながら慎重に判断してまいりたいということでもあります。

おっしゃっている中身については、十分に理解できるところでありますので、そういったことも含めて、少し研究ですとか、検討をさせていただきたいと思いますのでお願いします。

○議長（三浦秀雄） 2番岡見善人さん。

○2番（岡見善人） ありがとうございます。

ぜひ、様々な課題もあろうかと思っておりますので、その辺を当局の中でもんでもらって、よりよい方向に行ってもらえればなと思います。

続いて、大項目3、投票率を高める施策についての（2）主権者教育と労働教育につ

いてでございます。

最初に市長の答弁のほうで不変だとあったので非常に安心しました。私もこの児童生徒からの声というのは、アイデア的にも非常に参考になる部分があるかと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいなと思っておりますが、当時の答弁と違った形になった経緯というのは、教育長の答弁の中に、スマートフォンの利用が今喫緊の課題だと、これはそのとおりだと思います。これは親御さんも含めて、この情報リテラシーの部分については非常に今大変な状況なので、それを課題にするということはタイムリーだと思うんですけども、一方、その当時の答弁とはちょっと離れたので、ぜひそういった、生徒たちの身近な生活に関わることをテーマにしたものやってもらいたいなと思っておりますので、もう一度教育長、その辺お願いします。

○議長（三浦秀雄） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 岡見議員の再質問にお答えします。

令和2年度の学校においては、始業式のと時から休校等がありまして、学校の中で一番緊急性があるというのは、教育課程をいかにきちんとやっていくかというのが最大の課題でありました。そのために様々な休みの部分を削ったりしながら、授業時数を生み出してきたところでありまして、その中で、中学生会議についても、その実施をどうするかについては校長会等と話をしました。

子供たちが自分たちの課題を一生懸命話し合うという機会を大切にしたいと考えてやることにはしたんですけども、自分たちの課題のほかに市の課題について話し合う、2つのテーマを話し合うという段取りを学校の中でして、それらを集約して取り上げられない意見に対して、なぜ取り上げられなかったのかも丁寧に説明しながらやっていくという時間を生み出せなかったのが正直なところでありまして、今年度はそういう時間がある程度取れますので前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（三浦秀雄） 2番岡見善人さん。

○2番（岡見善人） ありがとうございます。

これもコロナの影響だと、特殊事情だということがあると思っておりますので、ぜひ、こういった子供たちの身近な生活に関わるテーマを挙げてもらって、先ほどの横手ではないんですけども、そういう視点ってあるのかなという、非常にいい提案がされているようでございますので、ぜひ進めていただきたいなと思っております。

次、大項目4、移住・定住につながる施策については、市長の考えも非常に前向きだと捉えていますけども、どこの自治体も躍起になってやっていると思っております。特に私、ワーケーションあたりも、この由利本荘の自然環境を生かしたところでは非常にいいんじゃないかなと思っています。ワーケーションでフォレスト鳥海の辺りで鳥海山を眺めながら仕事とリフレッシュをすとか、由利原高原のようなどころがあれば、非常にいいなと思っております。

ですので、他のところにはない優位性を保ってやっていただければなと思っております。ちなみに、にかほ市のモンゴルビレッジとかも自分的には非常にうらやましいなと思っておりますので、そういった何か特性を生かしたものでやっていただければなと思っております。

もう一度市長、由利原高原、あそこら辺一帯のところの考え方について、よろしくお願いします。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） 岡見議員の再質問にお答えいたします。

ワーケーション、リモートワーク等々については、岡見議員もかなりお詳しいところでありましょうし、私も積極的に進めていきたいという思いはそのとおりであります。

御提案の鳥海山、また由利原高原は、仕事をのんびりとするといったような環境については、もうまさにすばらしい場所だなどと思います。秋田県も県としてかなり取り組まれております。これは、秋田県は秋田県に来てくれればいいのであって、由利本荘市ということではないんです。秋田県の中でも由利本荘市は、今おっしゃられるポテンシャルがあります。例えばですが、海もあって山もあって川がある地域ということを取っただけでも、秋田県の中で限られたところがピックアップされますし、JRの駅が7つあったり、高速のインターチェンジが4つあったりといった、交通のインフラ関係についても他市町村に勝るものを十分持っています。

そういった、先ほど言ったのんびりした仕事ができる環境であったり、ここから空港まで1時間ですから、そういった交通の便なんかも含めながら、由利本荘市の持っているポテンシャルをしっかりと整理して、私たちはこれだけの強みがあるということ整理して、徹底的な営業をして他市町村に負けないように、1社でも1人でも多くの人を呼び込みたいという思いでありますので、どうかいろんな場面で御協力をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三浦秀雄） 2番岡見善人さん。

○2番（岡見善人） ありがとうございます。

最後に、大項目5、地域おこし協力隊の増員に向けたインターン制度の活用について、実は今の話と私はリンクしていると思っております、ほかの自治体では、他県に1回出て行った人が戻ってきたりだとか、改めてふるさとのおよさをということで地域おこし協力隊をやっている方々がいるんですね。今、移住・定住も含めて、ワーケーションも一所懸命やっているのです、ぜひ、インターン制度が新たに出たので、ここをうまくやって、今まで薄かった地域おこし協力隊のところに厚みを出して、先ほどのワーケーションであったり、そちらのほうに結びつけていただきたいなと思いますので、一言、また最後をお願いします。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

ここも多分、岡見議員と思いは一緒かなと思います。

私も、今まで由利本荘市は、地域おこし協力隊を一生懸命やってこなかったなという印象を実は持っております、今回の質問ももちろんそうですが、いろいろと担当課と協議した中で、もっと積極的に地域おこし協力隊の方々においでいただいて、新たな風で、新たな発想で由利本荘市をまた盛り上げてもらうという方向を考えようということで、今検討をすることになっております。

その方向でやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦秀雄） 発言時間を経過いたしましたので、以上で、2番岡見善人さんの一般質問を終了いたします。

この際、11時10分まで休憩いたします。

午前10時53分 休 憩

午前11時09分 再 開

○議長（三浦秀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番阿部十全さんの発言を許します。1番阿部十全さん。

【1番（阿部十全議員）登壇】

○1番（阿部十全） 議長より質問の許可をいただきまして、一般質問に入らせていただきます。無所属の阿部十全です。

質問に入ります前に新市長になりまして、県内、市内行きますと、どういう人なんだ、いやお前知っているのか、よろしく言ってけれな、一回連れてこい。大体私が行くところは高齢者が多いところなので、そういう意味では非常に、今、湊市長が思っている以上に皆さん大変期待しておりまして、言ってみれば高齢者のアイドル中のアイドル、一番、由利本荘市で会いたい人ということでございます。そういった思いをぜひお互いにぶつけ合っていきたいなと思います。

施政方針の中で物すごく感動したのが一つあるので、それだけは絶対言いたいなと思っております。6つの施策、この中で一番最後の6番目がよかったんですよ。ITを最大限利用して、市内の魅力を全世界に発信するで締めくくっているんですよ。格好いいですね。秋田県とか日本じゃないんですよ。世界に発信するんだ、この一言で私は物すごい感動して、今日は負けないように世界に発信できる質問をぶつけてまいりますので、御答弁よろしく願いいたします。

大項目1、風力発電について、中項目（1）由利本荘市再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続ガイドラインについて、小項目①住宅等との距離について伺います。

4月の市長選挙にも入った3月28日付の秋田魁新報では、洋上風力をどう進めるかは、県内の他自治体にも影響を及ぼす可能性があり、選挙の行方が注目されるとありました。自然環境、経済面で市民の生活に直結する事業であり、十分な検証と住民への説明がなされるべきです。今後、市民にどのように向き合うのか、風力発電建設計画について大きく2点、陸上風力発電と洋上風力発電について市長にお尋ねいたします。

初めに、陸上風力発電です。

由利本荘市再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続ガイドラインが4月1日に改訂されました。このガイドラインは、再生可能エネルギー全般の建設を促すためのガイドラインであり、風力発電施設については、6、その他に特に記載されております。

その6、その他のところを御紹介します。

6、その他（1）風力発電施設、小形を除くを設置計画に当たっては、事故、火災、故障、自然災害等を考慮し、住宅等、学校、病院、文教施設、保健福祉施設、保育園等と発電施設との距離が、地上とブレードの最高点の長さの3倍以上確保されるよう配慮すること。ただし、その距離が300メートルに満たないときは、300メートル以上とするがあります。

このことについて4点伺います。

まずは1点目であります。風車単基の最長の高さ、出力及び総出力の制限が記載されていないのですが、高さの3倍以上の距離さえ保てれば、どんなに大きい風車でも総面積も制限しませんと理解できるのですが、いかがでしょうか。

2点目です。陸上に建設される総出力制限が緩和され、5万キロワットまで環境影響評価法にかからないとなれば、どの範囲が建設許可になるか住民に地域を示していただきたい。建設可能な地域を地図上で示し、公開するつもりはおありでしょうか。

3点目、2018年から風力発電を考える会が行った健康被害調査の聞き取りでは、20名中3名がシャドーフリッカーによる影響でした。風車の影は従来どのくらいの長さを想定しているのでしょうか。

4つ目、住宅と3倍以上の距離があれば建設できるとしたガイドラインですが、安全とした根拠をお示しいただきたい。

同じく大項目1、風力発電について、中項目(1)由利本荘市再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続ガイドラインについて、小項目②近隣住民及び地権者に対する説明について伺います。

同じくこのガイドラインの4、調整事項というのがございます。お読みします。

(2)近隣住民及び地権者に対する説明。ア、事前説明、建設等の計画概要が明らかとなった時点で、近隣住民及び地権者、以下、住民等というに対して、事業の概要について事前に説明会を実施すること。説明会の際に住民等より意見があった場合は、適切な回答と対応を心がけることとあります。地権者と地上権設定契約であれば30年、35年、50年という契約が長期に及びます。事業者は地上に建てたものの転売、譲渡、撤退も自由に行えるのです。また、倒産や事業者不明などの場合、倒産隔離条項が適用されれば、地権者に工作物の処理責任が負わされることもあります。

そこで伺います。事業者の説明会を実施しなさい、意見があった場合は適切な回答と対応を心がけることとありますが、意見があった場合回答しなさいであり、こうした事柄について、住民が不利益にならないように十分に説明を果たすように事業者を促し、住民が内容をしっかり把握し安心して暮らせるように、市は地域住民に情報提供をして支障のないように配慮すべきと思うが、いかがか。

また、このガイドライン4、(2)のウ、工事着手、経過並びに完了の報告のところ。工事の着手、経過並びに完了の各段階で住民等に対して報告すること。特に、音に関する基準値及び測定値については、丁寧で分かりやすい説明に努めることとあります。

そこで、4点伺います。

特に、音に関する基準値及び測定値は、何を基準として測定しているのでしょうか。

2点目、説明すべき地域の範囲は想定しているのでしょうか。

3点目、聴覚には個人差があり、説明した住民等以外で影響があった場合、市はどのように対応するのでしょうか。

4点目、音による影響に関して住民から協力を得て調査を行うべきと思うが、いかがでしょうか。

大項目1、中項目(2)由利本荘市沖洋上風力発電建設について伺います。

鳥海山にブナを植える会があることを御存じでしょうか。1994年から27年間ブナの苗木を作り、山に植林を続けています。育った広葉樹林にしみ込んだ雨水や雪解け水は、栄養を含んだ伏流水となり海に注ぎ、貝や海藻を育て、海を豊かにしています。教育の一環として、学校でも自然を守りつくることの大切さを体験し学び、小学生から一般も含め、延べ人数は3,000人以上が関わってきたそうです。これまで4万5,000本以上植林し、会ではこの植林を100年続けると言っていました。

そこで伺います。今、山を削り風車を建て、海に鉄柱を挿して風車を建てることに躍起になっています。これは正しいことだと子供たちに説明できますか、学校で話せますか。市長の答弁を求めます。

大型風車が海に建つことに私が反対していることについて、御意見をいただくことがあります。声をかけていただけることはうれしい限りですが、最近のベスト3を御紹介します。どうせ建つんだから、今さら何を言ってもしょうがないだろう。世界中再エネに向かっているんだから、風車はやったほうがいい。市にもお金が入ってくるでしょう、よかったね。これがベスト3であります。頑張ると言ってくくださる方が少なくなっはきているのですが、風車の建設のことが話題になり、全国的に逆に反対運動が広がっているということです。

前にも同様なことを一般質問で話しました。しつこいなと思われるかもしれませんが、こうした意見が出てくる背景は、民間企業の営利を目的とした事業であるにもかかわらず、まるで国が推進する輝く未来のための公共事業のように扱われていることです。

それぞれの説明では、事業者はクリーンな電力の供給、国は地球温暖化防止、県は産業と雇用、市は基金等税収の増加など、でも正体は民間事業者による巨大事業なのです。営利目的のために働く世界中の企業が寄ってたかって、今この由利本荘市、秋田の海に押し寄せています。これらによって生み出される自然環境や人々の暮らしの影響についての調査や立証、保証も、これらは国、県、市も全部事業者任せなのです。

本市沖に建設するに当たり、市は環境基本法等様々な法に定められている市民に対する義務を負っています。

そこで伺います。市民の推進する側と反対する側の調整役として、双方の意見を聞き、事業者の説明も聞き、全て情報開示するのでしょうか。

2点目、必要に応じ条例を制定すべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

大項目2、まちづくり人づくりについて伺います。

新市政の三役も決まり、船出となりました。船は港から出て目的地の港に向かいます。コロナ禍ではありますが、向かい風に負けずに帆を上げ、かじ取りをお願いしたいと思っています。議会も30代の2名が議員として市政に携わることになり、感性、知識、行動力に大いに期待しているところです。若い人とともに、由利本荘市に何があるのか資源の再確認をして、ふるさと検証を行う必要があると思います。

これまで、由利本荘市新創造ビジョン、定住自立圏共生ビジョン、男女共同参画計画等でまちづくりのための指針は示されてきました。しかし、これらは主に行政の役割分担表的なものです。示された数々の計画の実現は、職員だけが頑張っても市民の理解、努力、協力がなく、絵に描いた餅でしかありませんでした。

どんな計画でも最後は人です。地域になくてはならない人、事業には欠かせない人、家族になくてはならない人などが現場力となって人々を引っ張ってくれています。

一人を挙げるならば、矢島駅のまつ子さんです。美しく情熱的で、いつもいい生地のお着物で、気品のある矢島なまりで、駅舎を訪れる人々に桜湯を振る舞い続けています。あの人がいなかったら、旧矢島線、由利高原鉄道は走り続けていなかったと私は個人的に思っているんです。

議場に今26名の議員がいます。それぞれ1人挙げるだけでも、地域になくてはならない市民がたくさんいらっしゃると思います。地域リーダー的な役割をしている由利本荘市民の検証を何らかの形で実施し、掘り起こし、まちづくり人づくりを進めることについて、市長のお考えを伺います。

大項目3、ミニデイサービス支援について伺います。

昨年度は36町内が補助を受けられたようですが、どのような活動内容だったのでしょうか。ミニデイサービスもマンネリ化して人も集めにくく、まして高齢者が対象ですから、実施する自治会も大変御苦労なさっているものと思います。通常でも人が集まりにくくなっているコロナ禍の状況で、ある地域が行ったバスハイクの話をお伺いしました。市の大型バスを利用して、バスの運転手さんと社協の係員数名が随行して、見に、ミニ遠足のようなミニデイ行事だったそうです。いつもの公民館と違い、話が弾み、ふだんは会話しない人とも話をし、近況を語り合ったり訪れた土地の歴史を学んだり、外を歩いたり買い物をしたり、同行した係の人の話だと中身の濃い大変有意義な集会で、スタッフとしても得るものが非常に大きかったと報告を受けました。

そこで、ミニデイサービス支援について伺います。利用者にも大変好評だったミニデイサービス・バスハイクのような行事を、市で積極的に支援していくお考えはないでしょうか。また、1町内当たりのミニデイサービス支援金は幾らでしょうか。利用者アンケート等によるミニデイに求めるニーズの把握はあるのか、以上3点について伺います。

大項目4、イベント支援について、(1)市民の企画する行事・イベントの告知協力について伺います。

イベント開催においては、成果云々ばかりではなく、開催に向かい計画する、アイデアを絞り出す、協力を仰ぎ、楽しみながら人が集うことで地域がつくられ、人をつくってきました。市民が一つのことに目を向ける共有感や仲間意識、こうしたものを育む大事なものです。このまちを何とかしたいと誰もが思い、新市長に期待するところでしょう。新しく見やすくなってきました広報やホームページでも告知されていますが、市民が企画するイベント等へ市が積極的に支援をして、市民活動を活性させる補助事業募集の記事もありました。市のリニューアル、地域づくりの起爆になると思われます。

これまでの経験から、今後望むこととして、行政の持っている機能、機関、スペースをフルに生かして、ほぼゼロ予算や僅かな予算で市民の企画する行事・イベント等を支援することについて伺います。

1点目は、公共関係機関のスペースを利用してイベント告知のポスター掲示、チラシ設置、展示はできないものか。これは主にいわゆる民間での利益を生むというようなそういうイベントも含めてということですか。

続いて、催事を一部有料で扱えるようにしてはいかがでしょうかという提案であります。ケーブルテレビでの取材、予告、CM、こういったものをある程度の有料にしていくというお考えはないか。また、広報の行事掲載のスペースの拡充、これは例えばA4裏表で月2回そういった行事を特集してお配りするというような方法、これも有料でも構わないのではないか。そして、大型掲示板の設置、これは道の駅でもいいです、カダーレでもいいです。よそから来た人が、由利本荘市こんなにイベントやっているのか、すげえなと思わせる、いわゆる大型掲示板、こういったもので由利本荘市のパワー、底力というものを外にアピールするというのも必要なのではないかと思ひ質問いたします。

続いて大項目4、イベント支援について、(2)カダーレの施設活用について、これは教育長に伺いますが、教育方針のことでちょっと気になりましたので、質問に入る前に一言だけ。

本当に人に寄り添って進めていく教育方針であります。この中に、コロナ禍で経済的にも、そして精神的にも学校に行くのがつらい、大変という子供たちもいる。そういったところに寄り添う言葉が一言欲しかったなという思いであります。でも、きっと温かい手を差し伸べていただけるものと思ひ、質問のほうに入らせていただきます。

一般質問を提出した時点でカダーレは、レストラン、売店もない状態ですが、なぜテナントが入らないのか。考えれば、施設の有効利用がされていないのも原因の一つと思ひます。公共に関するチケット、自主事業のチケットは販売しますが、カダーレを利用した民間の催事のチケットは販売していません。市民からも問合せがあり、民間の主催する側は、本市にプレイガイド的な施設がなく手売り状態です。チケット販売手数料は通常5%から10%、20%という場合もあります。こういったことをすれば、人の出入りも少しは増えるのではないのでしょうか。2か所あるカウンターが寂しがっております。こういったものが活用されるのではないのでしょうか。

そこで伺います。カダーレでのプレイガイド、チケット販売の実施はすべきと思ひますが、いかがでしょうか。

2点目、カダーレ第2駐車場はカダーレでの催事の場合以外、夜間も使用できない状態です。どのような理由で使用させないのか、お知らせいただきたいと思ひます。

大項目5、市民ボランティア活動を分野別に色分けすることについて伺います。

人口減は現実であり、年齢別数値がはっきりと示されています。税収は減り、社会負担は増えることも数値に出ています。現実にはあらがうがごとく、人口増加を唱える施策に税金を充てていますが、施策に失敗があれば財政破綻になりかねません。現実を直視して、持続可能な社会にするための施策にかじを切るときではないのでしょうか。

ところで、市民パワーで地域づくりを支えてもらうための施策として、市民の活動を分野別に色分けする事業計画を提案させていただきます。

それは、市民一人一人のポテンシャルを色分けし専門性を持たせ、市民活動の活発化を促し、市を活性させる事業です。市民の活動内容を分野別に5色に振り分けます。福祉は黄色、環境は緑、災害は赤、情報は青、医療は白。福祉はイエロー、主に屋内で手作業や炊事、洗濯、介助、介護、話し相手など女性が主となるもの、グリーンは主に屋外で力仕事、農業、運搬、軽作業などで男性が主となるもの、レッドはプロの仕事、建

設、ガス、水道など有資格者によるインフラ整備などまちの便利屋さん、情報はブルー、主に公共の職員また学生などです。市民が支援を受けるための支援、ネットによる情報網の支援、PCやスマホの相談先として活動していただきます。ホワイト、これは医療です。主に医療、薬剤、福祉関係、健康相談、カウンセリング、もちろん治療など。

このように、私はこれだったらできる、これは得意だ、資格を持っている、以前の職業だなど、人それぞれの持っている特技を地域や社会、職場や学校で役立てるシステムです。5つのキャラクターをデザイン化して見た目に分かりやすいこと、分野別なので必要に応じ必要な人材の確保ができること、作業内容の明確さ、人手不足などの場合も地域を越えて募集が容易であることなどです。

ボランティアセンターのようなものが受け皿として手助けが必要な人に必要な人材を紹介、派遣できます。災害時にも敏速な作業ができることなど、共助で地域を支え合う仕組みです。全国でも同様な取組をしている自治体もあり、共有することで全国とつながることも可能になると思われます。市として、このような事業に取り組むお考えはないでしょうか。

皆様にお配りした資料がそれです。別に大きな組織をつくるというのではありません。例えば、福祉系の誰かのパソコンの1つのフォルダでいいんです。市民活動センターというフォルダを作って、そこにボランティアできます、ボランティアお願いしますという2つのボタンを作ります。そのボランティアできますを押すと、この5つが出てきます。その5つの中に、例えば、黄色を押すと話し相手、ああ話し相手だったら私はできるわとやっておきます。そうすると、ボランティアしてほしい人が住所と名前と連絡先を入れておいて登録するわけです。そして、今度はこっちのしてくださいのほうを押すと、今雪が降ってきて雪下ろししねばね、家の中にばあちゃんいる、孫もいるので、何とか1時間くらい話し相手してくれる人はいないだろうかと探します。そうすると話し相手というのがあります。ぽっと押します。地域はどこですかと入れると、じゃあその近くの人が、それで検索するとサーチされて、近くの人が出てくるわけです。電話して、今日こういう状況だけど来てくれるかと言って、いいよとなればそこでつながっていくという、いわゆる大きな組織じゃなくてフォルダ一つで間に合うんです。こういったことをしていきませんかという提案です。

これがやがて、全国でもそういったことが行われていて、そして色分けなので、例えば海外からボランティアの人が来たりする場合でも色で判別できるわけです。こういったことが全国に広がり、やがて世界中に広がって、由利本荘市がノーベル平和賞をもらう、これがこの市民活動を分野別に色分けする事業の将来であります。ぜひ御一考いただきたく提案させていただきました。

以上で質問を終わります。御答弁方、よろしく願いいたします。

【1番（阿部十全議員）質問席へ】

○議長（三浦秀雄） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） 先ほどは大変過分な御紹介、またお褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。多くの方に期待をされているということでもあります。期待に応

えられるよう、精いっぱい努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、阿部十全議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、風力発電についての（1）由利本荘市再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続ガイドラインについての①住宅等との距離についてにお答えいたします。

市では、平成25年4月より市内における再生可能エネルギーの導入促進と、事業実施に必要な各種調整手順などを示した上で、事業を円滑に進めていただくことを目的とした手続ガイドラインを施行しております。

近年、国の固定価格買取制度などの後押しもあり、全国的に急速に再エネ施設が増えてきたことから、住宅等からの離隔距離や施設が集中する地域からの自主的な回避を求めることなどを加え、より安全に地域と共存共栄の上で設置されるよう、今年の4月に本ガイドラインを改訂したところであります。

風力発電施設につきましては、大きさや出力規模、住宅等との距離などにより規制できる法律はありませんが、市民の安全を考慮し、本ガイドラインにおいて住宅等と発電施設との目安となる距離を示したものであり、想定外の事故等により風車が根元から倒壊した場合などを想定し、安全地帯も考慮した上で、地上とブレードの最高点との長さの3倍以上確保されるように設定したものであります。

また、環境アセスメント制度における風力発電施設の対象を、出力1万キロワットから5万キロワット以上に国が緩和を検討していることにつきましては、風力発電所の規模要件についてであり、建設可能な範囲等について規定しているものではないため、地図上に示すことはできません。

風車の影につきましては、現在、国内には風力発電機によるシャドーフリッカーに関する基準はなく、ブレードの長さ、設置場所の標高や季節ごとの太陽の動きなど、各事業者が諸条件を考慮した上で設置されていると理解をしておりますが、その影響により市へ相談があった場合には、個々に状況を伺いながら対応してまいりたいと考えております。

次に、②近隣住民及び地権者に対する説明についてにお答えいたします。

本ガイドラインでは、近隣住民、関係団体、市などに対して、工事着手、経過並びに完了の報告を求めているほか、事業に関する説明を実施した場合は議事録を作成し、市への提出を求めており、その範囲については設置場所や規模等により異なりますが、おおむね町内会単位になると想定をしております。

市では、届出の段階で、土地の権利関係などについて地権者への丁寧な説明を求めることのほか、提出された議事録の内容を確認し、必要に応じて改善のための措置を講じるよう要請することとしております。

また、風力発電施設から発生する音につきましては、騒音規制法等の基準値並びに実際の測定値を指しておりますが、同法を遵守した上での建設や運転が大前提であることから、市では調査を行う予定はありませんが、個人差による影響等により相談があった場合には、個々に状況を伺い、対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本ガイドラインにつきましては、社会情勢の変化等を踏ま

え、今後も必要に応じて随時見直してまいります。

次に、（２）由利本荘市沖洋上風力発電建設についてにお答えいたします。

本市沖の洋上風力発電事業につきましては、再エネ海域利用法に基づき、昨年11月27日に開始された国による公募が先月27日に締め切られており、今後、国や第三者委員会による審査や評価を経て、事業者が選定される見通しとなっております。

日本初の大規模洋上風力発電事業に対する様々な御意見、御要望につきましては、法定協議会や事業者向け説明会等でお伝えし、その内容は経済産業省のホームページなどで公表されております。

御質問の必要に応じた条例とは、具体的にはどのような内容かは明らかではありませんが、再エネ海域利用法などの法律に沿って事業が進むことから、市独自の条例を制定する予定はありません。

また、子供たちに対する自然環境学習と風力発電施設の設置につきましては、自然環境保全や地球温暖化、再生可能エネルギーの必要性など、本市の将来を担う子供たちを含め、あらゆる世代が関心を持ち、今後も安心して住み続けられる社会に向けて学習することは、極めて重要で大切なことであると認識をしております。

次に、２、まちづくり人づくりについてにお答えいたします。

人口減少社会において、活力があり、住み続けたいと思う魅力ある地域とするためには、対等な立場でそれぞれの役割を理解し合いながら、力を合わせてまちづくりに取り組んでいく必要があります。

本市では、これまでも多くの方々が地域活性化事業や福祉事業、観光事業など、各分野において地域の課題に向き合う活動を行っております。

現在、様々な活動を行っている皆様には、各地域に設置しているまちづくり協議会や各種専門会議などにおいて、市へ提言をいただいているほか、地域活動にリーダーとして取り組まれているなど、市民との協働によるまちづくりを担っていただいております。

今後は、より多くの市民の方にまちづくりに関わっていただくとともに、リーダーとなる方を育成していく必要があると考えており、現在、まちづくり協議会の新しい仕組みづくりを検討しているところでありますので、御理解をお願いいたします。

次に、３、ミニデイサービス支援についてにお答えいたします。

現在、市では家に閉じ籠もりがちな高齢者及び要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、社会的孤立感の解消及び快適な自立生活の推進を図るため、町内会等が実施する地域ミニデイサービス事業の費用等を支援し、自主的活動を促進しております。

当事業は、閉じ籠もりがちな高齢者が参加しやすい場所である町内会館等を集いの場として利用することにしておりますが、町内会等がミニデイサービス実施計画の中でバスの利用を希望されるのであれば、市所有バスの利用について支援することは、バス利用の要件を満たすことで可能と考えております。

しかしながら、体調を崩した場合など懸念されることもあることから、様々な角度から課題を精査し、関係部署と協議を行いながら、事業の在り方について調整をしております。

地域ミニデイサービス事業における１町内当たりの支援については、年間総額40万円

を上限として、協力員や講師の謝礼、消耗品等の活動経費のみを補助対象としており、バスの借り上げ料については対象となっておりません。

また、開設初年度に限り、環境整備費等について10万円を上限として補助をしております。

利用者に対するニーズの把握について、アンケート等は実施しておりませんが、地域ミニデイサービスの活動をしている場に職員が積極的に出向き、現場でのニーズの把握に努めております。

市といたしましては、高齢者の健康と安心できる生活の確保を願い、今後も市民が主体となって取り組む介護予防活動を推奨し、支援してまいります。

次に、4、イベント支援についての（1）市民の企画する行事・イベントの告知協力についてにお答えいたします。

市民の企画する行事・イベントにつきましては、ともしび元気プログラム事業補助金や、地域づくり推進事業補助金を活用していただいております。いずれも地域の元気、にぎわいの創出や地域の課題解決と魅力向上を図る活動が行われているものと認識しております。

市庁舎などのスペースを利用するイベント告知につきましては、掲示基準を満たすものであれば、ポスター掲示やチラシ設置は可能でありますので、積極的に利用していただきたいと考えております。

ケーブルテレビでは、日々の情報番組で各種イベントを取り上げ放送しているほか、広く参加を呼びかけたいという要望にも対応しております。有料のイベント紹介、いわゆるコマーシャル放送は、より多くの方の目に留まるよう、情報番組の冒頭に盛り込んでおります。

広報の行事掲載につきましては、市や市以外の官公庁が主催・共催するものや、市が後援するイベントなどを掲載しているほか、有料広告枠も設けておりますので、より活用していただけるようPRしてまいります。

ポスターを貼る大型掲示板の設置につきましては、設置場所の確保や掲示物の管理、民業圧迫にならないかなど検討を要する事項が多く、現時点では難しいものと考えております。

コロナ禍にありながら、市民が工夫を凝らして企画するイベントの告知につきましては、市としても協力してまいります。

次に、（2）カダーレの施設活用については、教育長からお答えいたします。

次に、5、市民ボランティア活動を分野別に色分けすることについてにお答えいたします。

個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であるボランティアについては、近年、災害援助に限らず、社会貢献、福祉活動など地域社会づくりの重要な要素として、その活動が大きな意義を持ってきております。

阿部議員におかれましても、ボランティア活動に精力的に関わり、色による分野分けを利用したボランティア専隊プロジェクトを事業化されていると伺っております。

国のボランティア活動に対する方針でも、活動への理解や参加促進の拠点として、社会福祉協議会にボランティアセンター等を設置し、市民活動を推進するとされております。

す。

市においても、社会福祉協議会がボランティアセンターを設置し、市内各団体の活動を取りまとめ、支援を行っているほか、由利本荘市地域福祉計画においても、地域福祉活動を担う力として、ボランティアや団体の育成や支援を推進することを明記しております。

地域づくりの重要な資源として、様々な能力を持った市民がその能力に応じ、円滑な活動ができる環境とするためには、災害時に限らず平時から、ボランティアのマッチングが十分に機能する登録及び紹介の方法や、緊急時における迅速な人材派遣を可能とする体制づくりが重要と考えます。

今回、阿部議員が提案された方法は、視覚的に分かりやすく、マッチングや緊急時の振り分けに有効な方法の一つと考えています。

本市といたしましても、御提案を含め、より機能的なボランティア活動となるように社会福祉協議会へ助言を行うとともに、今後も自主性、自発性を損なわない形でボランティア活動への支援をしてまいります。

以上でございます。

○議長（三浦秀雄） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） 阿部十全議員の教育委員会関係の御質問、4、イベント支援についての（2）カダーレの施設活用についてにお答えいたします。

カダーレの公演チケットの取扱いにつきましては、これまでカダーレ内の店舗において、カダーレ自主事業のほか、各種団体のイベントチケットの委託販売を行ってまいりました。しかしながら、店舗閉店に伴い、現在は総合案内において、自主事業のチケットに限定して取扱いを行っているところであります。

今後、各種団体がカダーレで行うイベントチケットにつきましても同様に販売できるよう、現在、指定管理者と協議しているところであり、各種団体及び市民の利便性を損なうことがないように努めてまいります。

カダーレの第2駐車場につきましては、カダーレ利用者の利便性を高める目的で、平成27年に合併特例債を活用し整備したものであります。現在は、さらに利便性を高めるため、カダーレの事業のみならず、市役所駐車場の状況や認定こども園、小学校など周辺施設の行事の状況に応じて適宜開放しているところであります。

夜間を含め常時開放することは、留め置きや放置車両の心配もあり、カダーレでの催物の際、バスの駐車や転回などに支障を来すことから状況を見極めながら慎重に判断するものと考えております。

今後も引き続き状況に応じて対応してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん、再質問ありませんか。

○1番（阿部十全） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問に入らさせていただきます。

まずは、大項目1、風力発電について、中項目（1）由利本荘市再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続ガイドラインについての小項目①住宅等と

の距離について伺います。

いわゆる高さ3倍となっておりまして、この上限は決められておらないのでしょうか  
お願いします。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

市民生活部長からお答えさせていただきます。

○議長（三浦秀雄） 齋藤市民生活部長。

○市民生活部長（齋藤喜紀） ただいまの阿部十全議員の再質問にお答えいたします。

高さが3倍以上かつ300メートル以上、これが数値的な基準であります。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 今、非常に効率が良く発電するというので、大体4,200キロワットというのが、ほとんど主流になっております。今、湾内に建設されているもの、それから、西目なんかでも皆さん御覧になっているようなあのサイズであります。およそ百五、六十メートルあります。

まあ大きければ大きいほど非常に発電能力が高いので、今、世界中で200メートルを超える大きいものが造られて、それを日本が輸入しようという動きになっております。まだまだ制限がないとすれば、こういった200メートルを超えるものでも、それは構わないということよろしいでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 齋藤市民生活部長。

○市民生活部長（齋藤喜紀） 離隔距離もそうなんです、そもそも法的に規制できるものはございません。今、阿部十全議員が例えでおっしゃったと思いますが、例えば200メートルクラスのもの建ちますと、うちのガイドラインの基準では600メートル以上離してくださいということでございます。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 200メートルの大きさのものが、例えば学校、病院、そういった福祉施設等まで600メートルのところにある。数値として再生可能エネルギーを促進するガイドラインでありますから、それで安全とするというか、それは進めていくということで読み取ってよろしいでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 齋藤市民生活部長。

○市民生活部長（齋藤喜紀） ただいまの再質問にお答えいたします。

あまり考えたくはございませんけども、風車が根元から倒れるということは全国的にも数例発生しているという認識はございます。まずはその離隔距離につきましては、そういった、根元から倒れたという万が一の場合に対して、余裕幅といいますか、安全を考慮して3倍以上かつ300メートル以上離してくださいというところでございます。

学校・病院等というお話もありましたが、もちろん距離的な安全性は確保した上で、あとは環境的な騒音ですとか、そういったことの基準があると理解しております。

こちらにつきましては環境省のほうで定めた法律がございまして、そういった基準値に基づいて規制されるべきものと理解しております。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） その風車1本につき、建てている地面の広さ、高さ、それからブ

レードの大きさについて、こういったエリアを設けて安全地帯としているのか。そこら辺は安全地帯もなく取りあえず、その根元から3倍以上あればいいということでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 齋藤市民生活部長。

○市民生活部長（齋藤喜紀） ガイドラインで定めている3倍以上というのは、あくまでもタワーの中心地からという解釈でございます。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 前にも言いましたけど、大体ブレードの長さ、いわゆる大きさの2倍のレンジを安全地帯として、洋上では危険地帯なので船舶も通らないでください、入らないでくださいということ建設しているわけですよ。それが陸上では、このガイドラインでいくと、そういった面積も関係のないということの理解でよろしいですか。

海の近くに住んでいる人が、私の店、十全さん、何とかなんねが、うち空き家だし、何とか風車こねえべかとか言われて、お金になりますので、ぜひ進めたい、建てたいという人たちもいるわけですので、広さというか安全地帯のレンジというようなものの規定がないのでよろしいでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 齋藤市民生活部長。

○市民生活部長（齋藤喜紀） 後段の話は質問ではないと思いますので、最初の安全帯といいますか、ローターというところでございますが、風車のローター直径を勘案しましてもタワーの長さを考えた場合、3倍あれば、それ以上ブレードが倒れていくことはないという理解でございます。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 平らなところに建っていればいいんですけど、山の上に建っていれば落ちてくるということは当然考えられるんですが、まあ置いておいて、続いての質問でございます。

総出力制限が緩和されて1万キロワットのもので5万キロワットになっていくということです。こういったことで地図上にも示さないと、そういったことでありましたが、可能だろうと思われる場所、地図を見てグーグルを見て道路を走ってみました。

非常に今、いわゆる内陸、鳴子温泉にまで建てられる。風速平均4メートルくらいなんだけど、もうそこでもお金になるから鳴子温泉に建てようという計画も出ています。いわゆる内陸だから、もう風車が建たないということはないんです。実際に大型車通行可能なところ、国道107号から国道108号に抜ける道路とか、矢島から抜ける道路、それから国道107号から国道105号、それから国道105号から雄和に抜ける道路など、十分大型車が通れる山間部の道路がいっぱいあるわけです。こういった土地、民地が、そういったものに利用されていくという可能性が非常に高くなっていくと思われるのですが、そういった予想もしていらっしゃいませんか。

○議長（三浦秀雄） 齋藤市民生活部長。

○市民生活部長（齋藤喜紀） 市長の答弁にもありましたが、環境アセス法の緩和につきましては、あくまでも規模的なもの、総出力を緩和しようといったものでございます。そういったことから風車の範囲を定めるということは、理論上できないと解釈しておりますので御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 5万キロワットになりますと、今、西目に建っている4,200キロワットのやつが12本、同じところに建てても環境アセスに入らないんですよ。言ってみれば非常に簡単に建てられるというふうになるわけです。

土地登記まで調べたわけではないのですが、非常にたくさんの方の土地が的になってしまう。こんなふうにするのですが、そういったところの心配を私にはしております。それでも、風車が来てくれてお金になってくれたほうが良いという方も確かにいらっしゃいます。

そういった状況なのですが、5万キロワットになってもそれはしようがないだろうと受け止めてくださいということでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 齋藤市民生活部長。

○市民生活部長（齋藤喜紀） 今、1万キロワットから5万キロワットというところで国の機関で検討しているというところがございます。実際にはその下に、第2種事業の範囲ということで、恐らく3万7,500キロワット程度のものが第2種事業と規定されるのだらうと思います。

国のほうでは、そういった議論と並行しまして、例えば簡易アセスはできないか、あとは、経過措置は設けなくてもいいのかと論じているという理解でございます。

そういった国の判断基準を踏まえまして、市のほうで取るべき対応が必要なのかどうか、こういったところを考えております。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ぜひ住民に不利益にならないように、変更も可能だということになっております。

続いて風車の影、シャドーフリッカーでございますが、これは全部、事業者任せであるということでありました。決まりはないと言っておりますが、基本的には、いわゆる風車の高さの10倍に影が出る。そして、その影が人家にかかることでシャドーフリッカーというか、皆さん、道路で十分お分かりだと思いますが、あれが家の中に入ってくるんです。家の中のちょっとした隙間から光が、かなり分厚いカーテンでもカーテン越しに光が見えるんです。そういったことでテレビの場所を変えてしまったりとか、部屋を変えてしまったりしている人もいます。

そういったことが普通10倍で計算されるのに、ここでは3倍なんですよ。民家へかなり近いところになりますと、こういったシャドーフリッカーの対処はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 齋藤市民生活部長。

○市民生活部長（齋藤喜紀） ただいまの再質問にお答えします。

風車の影、いわゆるシャドーフリッカーにつきましては市長答弁にもございましたけれども、国内における規制値はないというところがございます。

一方、諸外国の一部においては、ドイツですとかそういったところで規制を設けているところもございます。

今、阿部十全議員がおっしゃった10倍というところは、外国の基準を取っていただいたのかなと理解しましたが、あくまでもそれは外国の基準ではありますが、そのほかに

1日どのくらいの影の時間にしなければならないですとか、そういった規制もございません。そういったところを事業者側では環境アセスの参考値として評価していると理解しておりますので、我々の今のガイドラインの3倍とは異なるものという理解でお願いしたいと思います。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） という答弁でございまして、影が当たっても知らないよという、これはしょうがないよ、我慢しなさいということだと思います。

土地の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を予測し、調査、適切に効果的などところを選んでくださいなど、影についても法律出ているのですが、そういったいろいろな法律がある中でもこのガイドラインに関しては、その法律には合致するものとして進めていくということによろしいでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 齋藤市民生活部長。

○市民生活部長（齋藤喜紀） ただいまの御質問にお答えします。

風車建設に関しては何回も言っていますが、国において、規制できる法律がないという中でございますけども、いずれ計画があった段階で、事前協議で我々のほうでもお話を十分に聞きますし、そういった中で、丁寧に住民のほうにも説明をしてほしいという話はしてございます。

もちろんそういったところを事業者側にも、協力をお願いしながら地球温暖化防止に向けてということもありますので、そういったことで進めてまいりたいというところでございます。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。

このガイドラインについて、いわゆる安全としたその理由、それをぜひ述べていただきたいと思うのですがお願いします。

○議長（三浦秀雄） 齋藤市民生活部長。

○市民生活部長（齋藤喜紀） ただいまの再質問にお答えいたします。

このガイドラインをもって安全とした理由というのは、なかなか難しいと思います。

距離的につきましても科学的な根拠ですとか、そういったものは一切ございませんし、先ほどの答弁とかぶってしまっていますが、いずれ規制のない中で、このガイドラインは、残念ながら強制力のないものとなりますが、そういったところについて事業者に対しても理解を求め、同時に住民の方々にも、地域貢献策と併せて御理解をいただきたいという趣旨でございまして、よろしくお願いたします。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 決まっていることがないということであれば、決める必要があると思います。市の環境基本条例第8条第3項には環境審議会を開き、市民のそういった意見を聞かなければならないとなっているんですが、環境審議会等、開く予定はないでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 齋藤市民生活部長。

○市民生活部長（齋藤喜紀） ただいまの御質問にお答えします。

環境審議会ですが、前の一般質問にもあったかと思いますが、そのときもお答えいた

しておりますが、特定の事業に対して環境審議会を開く予定はないということでございます。そういったことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） お聞きのとおりでございます。そういった状況でございます。皆さん、御理解していただけたでしょうか。

同じく大項目1、風力発電について、中項目（1）手続ガイドラインについて、小項目②近隣住民及び地権者に対する説明について、再質問させていただきます。

このことに関しては、また今野議員がいろいろと質問を重ねてくださると思います。私は、事業者の説明を、意見があった場合は適切な回答と対応を心がけることとありますが、住民から、意見があった場合はというようなことでやっていくんだと、意見がなかったら答えなくてもいい。しかも、人数的には町内会とお答えいただきましたが、町内会の人数とか、1人とか2人でもよろしいのでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず先ほどの質問、あんまり細部にわたる詳細になると私も答え切れないところがありますが、今の近隣住民、地権者に対する説明というところで、基本的に阿部十全議員もお分かりのとおり、この事業自体、まずは、事業者がしっかりと説明してくださいといったルールの中で進んでいると、私はそう認識をしております。

ただ、先ほど阿部十全議員がおっしゃられたように、私も市民生活がいちばんという思いで、市民が不安であったり困っていることについては、市がしっかりと対応しないといけない、この思いは一緒です。

ただ、一方、例えばコロナワクチンの話でも、実は今回、前に進んでいく中で、全庁を挙げて、今、対応をしております。平日も最大49人の職員がナイスアリーナに手伝いに行くという計画があったり、この間の電話のときも休日にもかかわらず職員に出てきてもらって、延べにすると何十人という職員が正庁に電話コールセンターを作ったりしています。お金もかけて労力も使っています。

そうした中で、由利本荘市全体を見たときに、今、市の職員も含めて、お金も含めて、いわゆる市のリソースをかけないといけないところがたくさんあって、そういう中で事業者がやるということになっていることは、まずそれは事業者にやっていただく。私たち、もっとやらないといけないことがあるということがまず一つ前提にあるということなんです。

ただおっしゃるとおり、だからといって市が全く手をかけないだとか、無視するというのではなくて、先ほども答弁させていただきましたけども、シャドーフリッカーも含めて困っている、こういうことで大変だという御意見については、きちんと市役所のほうでもお話伺いますし、それについて対策をしないといけないということについては、事業のところまで強制できるか分かりませんが、事業者に対策をするなり、いろいろと訴えていくという役割はします。

しかし、市が主体となって、市が先導してやっていくということは今の段階では、リソースをかけないといけないところ、たくさんあるものですから、今、市が主体になって先頭になって、それをやっていくということは考えていないと、考えられないといっ

たような状況であるということが前提としてあります。

質問については市民生活部長から答えさせます。

○議長（三浦秀雄） 齋藤市民生活部長。

○市民生活部長（齋藤喜紀） 先ほどの阿部十全議員の再質問にお答えいたします。

我々のほうで、近隣住民というところで町内会が一つの単位なのかなと考えておるところですが、そこに例えば、1人でも2人でもいいのかという御質問だったかと思いません。それにつきましては、興味のある方もおられますでしょうし、逆の方もいらっしゃると思います。参加人数だけをもって、いいとか悪いとかという判断は、ちょっと難しいのかなと考えておるところでございます。

それから、何もなければそれでいいのかという御質問だったかと思いますが、そういったことのために、事業者側が地域の方々に対して必要な情報を出しているのかというところについては市のほうでも確認する必要があるという認識でございます。

そういった意味もありまして、説明会を開催した場合は、市のほうに議事録を提出していただきたいと事業者をお願いするところでございます。その議事録を確認して、先ほど申しました必要な情報は出しているのか、あるいは住民からは、どういった御意見があったのかというところを確認して、そのときに必要に応じて市のほうでも事業所のほうに話していきたいということでございます。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 答弁ありがとうございます。

前回の回答いただいた方よりは、かなり分かりやすく御説明いただきまして心より感謝申し上げます。

いわゆるこういったことが、このガイドラインで見ると法律的に決まり切っていること、それから、今、事業者にやらせることであり、これは市がやることではないということなんですが、今、部長がおっしゃってくださったように、果たしてちゃんと説明しているのかどうか、そこら辺ちょっと心配でありまして、このガイドラインの法律の中に経産省の発電所アセス省令第21条、これが入っていないのです。ちょっとお読みしますね。これは昨年8月に改正されたものなのです。これは発電所に特化してかかっている省令です。工事用資材等の搬出入に係る窒素酸化物、これは排気ガスです。粉じん等の項目の削除、これはほこりです。排気ガスもほこりも削除です。建設機械の稼働に係る振動の項目の削除、大きい車が来ても、だだだと揺れます。これもカットです。環境要素の区分のうち、騒音及び超低周波音を削除、いわゆる20ヘルツ以下の聞こえない音と振動による不快で体調崩しているんですよ。これも削除になっています。

例えば、住民がほこり出すなどと言っても、いいんだよ、別に法律になっているからと言われると終わりなんです。こういったことが本当に説明されているのかどうか。こういったことで住民が不利益になる、健康を害すというようなことがあつては、産業とか電気どころではないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 齋藤市民生活部長。

○市民生活部長（齋藤喜紀） ただいまの阿部十全議員の再質問にお答えいたします。

まずガイドラインに示している別表1のことですが、これが全てのものを網羅しているとは我々も考えておりませんので、それはあくまでも一例というところで、必要など

ころはもちろん関係機関と協議しなければならないというのは当然のことです。

それからほこりですとか、例えば低周波音を20ヘルツ以下というようなところの項目を削除したというところだと思いますが、それについては緩和措置の中で検討されているという理解でございますが、例えば環境アセス法につきましても超低周波音については、参考項目から除外したというところは私どもの認識でもあります。

確かにそういったところはあるんですが、その前提といたしまして、20ヘルツ以下につきまして環境省の見解は、あくまでもそういったことは、聞こえる音の範囲を対象にして考えるべきというところからきているものでございます。

参考項目から除外したというところでございますけれども、ただそうは言いましても、事業者については、必要に応じてそれをやることは否定するものではないという文言もあったかと思えますし、そういったところはやっていくものと思えます。

さらに洋上風力につきましても協議会のとりまとめ意見において、そういったところは十分に調査することが入っていたかと思えますので、そういったところについても考慮しているという認識でございます。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。

いずれにしろ、全部事業者任せということですよ。この事業、さっき言ったように一番の問題は、営利目的のための事業者の事業なんです。自分たちの都合のいいように、当然、データを持ってくるに決まっているわけですよ。そういったものがあるからこそ、住民の健康に何かあったら大変だから調べましょうよというようなことを、ずっと私は言っているんです。

音に関してですが、基準値というのがあると思うんですが、特定建設作業、午後7時から翌日午前7時は稼働しては駄目と、それから週6日間、日曜は動かしては駄目、それから最大で85デシベルまでですよというような騒音規制法、こういう基準値があるんです。例えば、住民がどうやって85デシベルを調べるのか。日曜日休んでいるのは目に見えて分かるんですが、そういったところ、どこまでうるさいと言えいいのか、そういったことを全部事業者任せにすると、例えば85デシベルを超えていても、静かなときに測って、ほら60デシベルですよとか言われる可能性が、見ているわけではないので、非常に大なわけですよ。

そういった非常にまだ曖昧な部分があるんですが、こういったことはどんなふうにお考えでございましょうか。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問で、詳細については部長のほうから答弁させますけれども、先ほどの阿部十全議員のお話の中で、事業者は営利を目的としているので正確な数字を出さないと。正確な数字を出さないとこと前提にして話をすると、話がかみ合わなくてですね。私たちは、業者が出してくる数字は正しい数字であろうということも前提にもの考えているので、出すわけがないということになると、話がかみ合わなくなっていくのかなという思いもあります。私たちは業者が出してくるものは正確なものだと、正しい測定値だということもまず前提に、もの考えているということをお話させていただきたいと思えます。

今の御質問について市民生活部長のほうから答えさせます。

○議長（三浦秀雄） 齋藤市民生活部長。

○市民生活部長（齋藤喜紀） 阿部十全議員の御質問にお答えいたします。

騒音につきまして、一つは時間というところだったと思います。そういった時間については、聞いているほうももちろん分かると思いますし、記録を取っていただいて、時間に違反しているんじゃないかといったところは、事業者でも、我々でももちろん結構ですけれども、お伝えいただきたいというところがございます。

それから、データを示すところについては、今、市長が答弁したとおりですね、正確な数字ということをお話しさせていただきますが、これはちょっとというところがあれば、我々のほうから、事業者側にお伝えして、事業者側からそのデータを出してくださいということは可能なのではないかなと考えているところがございます。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 事業者がちゃんと数値を出すという、明らかにしてくれるということをお話ししていきたく思うんですよ。ならば、こちらのほうで調査しませんかということなんです。それが本当に正しいのかどうか。その環境への影響の調査をしてみませんかと言ったんですが、その条例を出したんですけど、それも駄目でした。

もちろん事業者が、そういったことはするわけではないと思うんですが、諸事情で、物すごい急いで建てようとしています。この諸事情で建てようとしていることは、洋上のところでまたお話しさせていただきたいと思うんですが、そういった調査をすること、調査しないと原因がつかめない、原因が分かって対処できる、そういうことだと思うんですよ。

それを例えば事業者の数値でいくと、これもカット、これもカット、これは法律上影響ないからいいですになってしまうじゃないですか。だから、ちゃんと原因を調査することで次の手だてができてくる。それから、市もぜひやりたいというのであれば、そのためにどういうふうにしてやっていけばいいと、お互いのすり合わせというののできてくるんだけど、こっち何にも持っていない状態で、調査もしない状態で、それではいくら市長が、それは事業者を信用しますと言っても、市長さんは事業主であり経営者でありますから、そんなことはないだろうくらいのことは十分承知の方だと思うのですが。

次行かないと、時間ないので済みません。次の質問に入らせていただきます。

（2）由利本荘市沖洋上風力発電建設について伺います。

自然環境、そういったものは大事なことであるから、子供たちに伝えていくということをお話しさせていただきました。この自然環境を風車は壊していないとお思いでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの御質問にお答えいたします。

まずはちょっと先ほどの質問について、私も事業者でありますけれども、私は今までだまされたり、うそをついて事業してきておりませんので、事業者はみんなそうだとおっしゃるような御指摘については、そうではないということをお話しさせていただきたいと思っております。

今のお話で、自然を壊す壊さないというあたりについては、やっぱり感覚があつて、阿部十全議員のおっしゃっていることも私は理解しています。確かに自然を壊していな

いかというと、何か物が建つので、壊していないとは言えないのかも分かりませんが。そう言えば世の中何も——そこまで多分おっしゃっているわけではないとは思いますが、例えば草刈りだって、自然を壊していると言われればそうであったり、おのおのの感覚だとかの中で、その辺は何ていうんでしょう、何とも言えないとしか言えないところであります。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） その何とも言えないところなんだろうと思いますが、それでも洋上風車は不可欠ですか。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） 専門的な話ではなく、私はまず、もう少しイメージというか、もうちょっと市民的な要素でお話ししますけども、洋上風車を建てるのが自然破壊ではないかという視点、それはそれとしてあるかも知れません。

ただ一方で、今、脱炭素ということで動いている、環境を守っていくといったことは、自然を守っていくという一つの視点であって、そこを守るために何かをしないといけないというところとのバランスもあるでしょうし、全て何も駄目ということではなくて、その辺のバランスについても考えていかないといけないだろうと思っています。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） バランスという話が出ましたので、若干話させていただきますと、今、計画されているのはイギリス型です。ほとんどイギリスでやっている方式でやろうとしています。このイギリス型というのは、3段階に分かれておまして、まずは調査のために風車を建てる。そして、そのデータを取って、もうちょっと大きいもので沖合に、これくらいだとここで造れる。そしたら自社でこれを造ろう、サプライチェーンをつくっていこう。そして、もっと大きなものでこれが金になる、よし輸出しようという、そういう3段階です。これをまねしているのが台湾です。台湾でも、今、自分のところで風車を造っています。中国は、それ、すっ飛ばして用意ドンで10メガワットをどんと建てています。何にも調べないで、取りあえずでっかけりゃいいというこの中国方式で、由利本荘市がそういうふうになるんですか。段階を追って15年かかっています。イギリスは、今、20年かかっています。

で、5キロメートルなんていうところに建てよう、5キロメートルですらキャンセルになりました。125キロメートルとか30キロメートル、40キロメートルの距離数、今手元にありますが、1.5キロメートルにこんなものが建つなんていうところ、世界中であるわけがない。

私のリサーチが不足であればあれですが、テストの段階で近場に建てた小さい風車はあります。ですが、今、由利本荘市に建つような9.5メガワットで1.5キロメートルのところに、しかも、人家がすぐのところ建つなんていう事例があるかどうか、ぜひお話し伺いたい。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） 市民生活部長から答えさせます。

○議長（三浦秀雄） 齋藤市民生活部長。

○市民生活部長（齋藤喜紀） 阿部十全議員の再質問にお答えいたします。

今、1.5キロメートルの辺りに建っている風車はあるかということだったと思いますが、阿部十全議員も十分御承知の上でおっしゃっているのだと思いますが、イングランドにおいては、あるという認識でございます。

それから、順を追ってというところだったかと思いますが、いずれ電源構成をがらっと変えていかなければならないところで、国のほうでも主力電源は再エネだと、その中でも洋上風車について進めていくんだというところがございます。

いきなりそういったものをどんと建てていいのかという話もあったかと思いますが、そういったところも、国のほうでは恐らく勘案しているのかなと考えておまして、その一例といたしまして由利本荘市沖を2つの区域にあえて分けたのは、国内事業者において、そういった経験のある事業者がいないという中で、そういった事業者についても、簡単に言うと勉強して行ってほしいというところ、事業者を育てていきたいという思いもあろうかと思えます。ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが、こういったところがございます。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 施政方針の中にも、いわゆる工事メンテナンス等のサプライチェーン、雇用、地域産業の活性化、経済波及効果も見られるとあるんですが、こういったものを文章ではなく、具体的に本当になるのかどうか、こういったものをきちっと精査していただきたいと思えます。

条例についてですが、条例はつくる気はないということで、ここはまた前の市長さんに戻っちゃったなというので少しがっかりしているんです。一緒に西目で現地調査をしたとき、ひでえなこれって、一言漏らしたところが、今もっとひどくなっています。大きいものを運ぶために山を全部崩して、取付道路すごいことになって、山べろっと剥がれています。もっとひどいことになっています。ぜひ現地見学していただきたいなと思えます。

この条例制定については、またやり取りさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、大項目2、まちづくり人づくりについて伺います。

地域づくり協議会のほうでいろいろ頑張っていらっしゃるということですが、私もそっちのほうに参加させていただいております。本当に私たちが頑張っていかなきゃならないことがあるんです。ずっと、いろいろな皆さんの答弁とか市長の答弁聞いていますと、やっぱりニーズを把握して、そのニーズの中から本当に必要なものへ支援していくんだと。財源もないんだから、そういったことをやっていかなきゃならないというんですが、実は、そういったニーズのアンケートも取っていない。じゃあどうやって支援するのよという、本当に原因が分からなきゃ手当てもできない、欲しいものが分からなきゃ、ただお金やるだけ。で、おめら勝手に使え。これやっぱりおかしい話だと思うんですが、そういったところをもうちょっと精査していかないとまちづくりは進まないんじゃないでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの阿部十全議員の御質問にお答えいたします。

まさに私も全くそのとおりだと思っています。今、既存であるまちづくり協議会の中

での御意見というのが、ニーズの調査の役割も果たしているだろうというような思いをしています。私もまちづくり協議会に携わっておりましたので分かりますけども、そこで話し合われたことが、市や行政に上がってくる。これこそがニーズ調査という役割が大きくあるだろうなと思っています。

まちづくり協議会が機能していないということではないですけども、今言ったようなことも含めて、より機能するために、まさに今、まちづくり協議会の新たな在り方というのを検討しているところであります。

それらの人たちの力も借りて、ニーズ調査も含めて進めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。

人が元気になり、まちが元気になるために、アフターコロナに向けて、何が大事でどういったところが大事なのか、そういったところに視点を持って進んでいっていただきたいと思います。

ぜひ、このまちづくり協議会等含めて、先ほど紹介したまつ子さんのような人たちがいっぱいいらっしゃいます。こういった人たちをみんなで1人ずつ出し合って、それこそ市長さんが会いに行ってくれば、あれ、いかったな、頑張れよって、これ企業訪問よりかずっと効き目あると思います。ぜひ、そっちのほうで頑張りたいと思うのでございます。

続いて、大項目3、ミニデイサービス支援についてでございますが、残念ながらニーズの把握をしていない、アンケートも取っていないということでございましたので、ぜひ、このことを今後進める気があるかないか、ちょっと伺います。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの御質問にお答えいたします。

結論から言えば、進める気があります。先ほども答弁しましたが、職員が出向くということもありますし、私も、議員時代からもかなりいろんなミニデイサービスには顔を出させていただいております。

各地区にはすごく特色があって、もっとこういうことを広く知らせたいなという特色も多々ありますので、そういったことも含めてミニデイサービスについては積極的に関わっていきたいと考えています。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。

御答弁にはありましたが、独居老人、そういった人たちが多くなるので、健康とか安全・安心ということに気を使いながら進めていきたいという言葉でございました。本当にありがたいと思います。

それから、予算のほうもお答えいただきましたので、これを聞いている487自治会があるんですが、その487自治会の皆さん、40万円上限でございますので、大いに手を挙げていただいて、いろんなアイデアを練って、お金をもらうことではなくてアイデアを練ることのほうが楽しく、地域おこしになるかと思っております。

ぜひ皆さん、応募していただいて、一緒にまちを元気にしましょう。

続いて、大項目4（1）市民の企画する行事・イベントの告知協力についてでございますが、その中の公共関係機関のスペースを利用してイベント告知ポスター掲示、チラシ設置、展示はできないかの御答弁の中に、条件を満たしたものに関しては、今もやっているということございました。その条件というのはどういったことか、ぜひお知らせください。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの御質問にお答えいたします。

いただいた御質問の中身、私もしっかりと読まさせていただきます、おおむねと言いますか、阿部十全議員が御希望されていることについては何とかできるなというような思いがありました。ただ、その条件というのが、それぞれに少しありますので条件等々詳細については、総務部長よりお答えいたします。

○議長（三浦秀雄） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） ただいまの御質問にお答えいたします。

庁舎等の掲示の関係だと思います。庁舎等の掲示物につきましては庁舎の管理規則というのがありまして、あらかじめ許可をしたものを掲示するということになっております。

この場合、明文化した基準のようなものはございませんが、例えば公序良俗に反するものであるとか、政治的なものであるとか、宗教的なもの、そういったものは掲示をしないという方針がございますし、あと、営利を目的とするものにつきましても、これは税金で管理している建物でございますので、明らかに営利を目的として公益性がないような掲示物はお断りしているのが現状でございますが、イベント等の告知につきましては、公益性があるものにつきましても、積極的に協力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦秀雄） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。

市民の人たちが仲間とともに新しいイベントを立ち上げよう、これはもう辞めるわけにはいかない、継続していこうというようなもので、営利目的でチケットは売りますが、営利にはなっていないんですね。でも、ポスター貼れないんですよ。そういったところも緩和して、どんどん応援する。新しい職員さん入ってきたら、ポスターやチラシを持って各総合支所に自分で貼ってこいと、そうするとどんなことが行われているのか見ることできるだろうし、そんなふうにしていただきたいと思います。

そしてもう一つ、大型掲示板は検討したが難しいということでもございましたが、外部に対するアプローチとしては、すごく効き目のあるものだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） それでは、私のほうからお答えします。大型掲示板でございますが、確かに有効なところがございますが、ただ、大型掲示板を实际設置して広告の事業を行っている業者もございます。そういった事業と競合することにもなりまして、民業圧迫という面もございますので、その点につきましては、ちょっと慎重に考えなければならぬかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦秀雄） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） 市役所が何やっても全部民業圧迫なんですよ。ほかのところ行って見てくださいよ。町なかランチとかって全部お金取ってやるイベントのチラシを、そこでもランチをやっているのに、道の駅に置いているんですよ。これは民業圧迫の何者でもないんですが、そうやってチラシやポスターをガンガン貼ってくれる。こういったところに、おお、まち元気だなと思うわけじゃないですか。その民業圧迫を考えていると進まないで、どこかで民業圧迫の枠、少し減らしてください。

あと時間がないので、続いて大項目 4、イベント支援について（2）カダーレの施設活用について伺います。

チケットは、今まで同様やっぱり自主事業とか公的に関するチケットしかやらないという御答弁でよろしかったですね。

○議長（三浦秀雄） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 阿部十全議員の再質問にお答えします。

答弁の中でも答えておりますけれども、今まで、そのカダーレの中に入っていた民間の事業所に関しては、そこで受注したもの、受託したものを全て販売しておりました。その事業者が撤退しましたので、今カダーレで行っているのは、カダーレの自主事業のみになっております。

ただ、御指摘のとおり、カダーレで行われる様々な催物がありますが、自主事業以外のものも買いたいと思っても買えないというのはおかしいなということで、カダーレに関する事業に関しては、できるだけそこで購入できるように今、話を進めているところでありますので御理解いただければと思います。

○議長（三浦秀雄） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） 市民の皆さんは、売ればいいのよ、手数料取れるんだからって。カウンター 2 つも余っているんですよ。何も仕事がなく寂しそうですよ。ぜひ利用してやってくださいよ。

続いて最後になります。カダーレ駐車場の留置放置に関してですが、これ調査しましたか。

○議長（三浦秀雄） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 第 2 駐車場について、開放しておいて、実際にどういうふうになったかという調査はしておりません。ただ、市内にはたくさん夜間もオープンにしているところがありまして、その中の実態を見ますと、夜間ずっと駐車していて自分の駐車場の代わりに使っているものとか、多々そういう状況が見られますので、その危険性を回避しているところでございます。

○議長（三浦秀雄） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） ありがとうございます。

ぜひ調査してください。事業者を信用するのもいいけど、市民を信用してください。お願いします。

最後になります。資料を御覧いただいて、皆さん何か御意見ありましたら、ぜひ私のほうに問い合わせいただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（三浦秀雄） 以上で、1番阿部十全さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時46分 休 憩

午後 1時29分 再 開

○議長（三浦秀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、1番阿部十全さんより発言の申出がありますのでこれを許します。1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 先ほどの私の一般質問の中に、民間事業者に対する一部不適切な部分がありましたことを、関係する方々に対し、心よりおわび申し上げます。大変失礼いたしました。

○議長（三浦秀雄） それでは、一般質問を続行いたします。3番小川幾代さんの発言を許します。

### 【3番（小川幾代議員）登壇】

○3番（小川幾代） 無所属の小川幾代です。議長の許可を得ましたので大綱2点について質問いたします。

質問の前に、オリンピック出場が決まりました小野祐佳さん、本当におめでとうございます。明るいニュースを、そして勇気をいただきました。楽しんで競技される姿を見れること大変うれしく思っております。心から応援いたします。

さて、おととい6月1日、衣替えを迎えて高校生の夏服姿を目にしまして、爽やかさを感じました。私も今日が人生で初めての一般質問になります。分かりやすく、そして市長には熱い思いをぶつけたいと思っております。お聞き苦しいところもあるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは質問に入ります。

初めに、1、市職員の労働環境について、（1）会計年度任用職員の待遇についてですが、先に、会計年度任用職員とは地方公務員法の改正に伴い、令和2年度から新たに設けられた非常勤職員の制度でございます。

本題に入りますと、由利本荘市の会計年度任用職員は、フルタイムの方は除雪作業員など冬期間の方であり、ほとんどの方がパートタイムの方です。

パートタイムの方の中でも週5日出勤している方を例に挙げますと、正職員より1時間勤務時間が短く1日6時間45分、期末手当、いわゆるボーナスで年間2.45月分出ますが、年収ベースでは200万円を切ります。

1人で生計を支えるには厳しい水準と考えます。そこで当局としてどのようなサポートをしていくことが望ましいと思うのか、お考えをお伺いいたします。

平成30年10月の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第2版には、パートタイムの会計年度任用職員については、勤務時間が限られており極めて短い時間のみ公務に従事する場合があります。また、これらの職員の生計の安定、多様な働く機会の確保のためにも、柔軟な対応が必要であることなどから一律に制限はしないこととしたとあります。パートタイムの会計年度任用職員について、営利企業への従事等の制限を対象外としております。総務省が生計の安定のためと副業を認めていると

ということだと思います。

私が調査した声の中には、1年という契約期間の中で長期の計画を立てることが困難、責任のある仕事をしたいと思っている、あわせて、毎日出勤するのではなく行事の際、雇用されるパートタイムの会計年度任用職員の方は、コロナ禍で仕事の機会がなくなり、考えていた収入源がなくなったという声もありました。

仕事に対するやる気があっても正職員への転換は一般試験を受けるのみであり、年齢制限により対象外となる方もおります。秋田県では昨年、就職氷河期世代を対象とした求人が出ておりました。由利本荘市としても、会計年度任用職員が正職員へ転換するような仕組みを考えておられるかも併せてお考えを伺います。

次に、1、(2)育児休業についてであります。市役所の職務形態こそ地域の職場の模範という役割を担っていると考えます。第4次由利本荘市男女共同参画計画によると、男性職員の育児休業取得率は、令和元年で9.7%、目標値は令和7年に30%とあります。

厚生労働省の雇用均等基本調査によると、平成30年度の育休取得期間が1か月未満という短期間の取得について、男性は81%、女性は0.9%です。女性の育休取得期間は短期間ではなく10か月や12か月の取得が多く約61%を占めております。男性と女性で育児休業の取得期間に大きく違いがあることが分かります。

しかし、男性の取得率が低い理由も、取得している女性の不安も共通しているのは、職場復帰した際に席がないのではないかという内容です。実際に責任のない仕事をさせられたり、仕事の指示がないという、働き続ける環境があっても働く意欲や、やりがい疑問が生じているということが分かっております。

今年の5月24日の秋田魁新報に千葉市の事例が載っておりました。千葉市では2019年度、育休取得率92.3%。育休を取得しない場合、理由を上司が聞き取る調査を行ったことで、育休を取りやすい環境をつくりました。

また、収入を減らしたくないという声には、育休手当及び互助会の支援金を案内し、本人の不安を解消しつつ職場内には育休を取得することが当たり前という認識を促した成果だと思います。

もちろん、育休取得率の数字の達成だけではなく、男は仕事、女は家庭という認識を解きほぐしていくことも大事だと考えます。

北海道札幌市では、家族の洗濯物は奥さんが全員分畳むのではなく、各自で畳みましょと市の広報に載せて周知しているようです。これも啓発活動の一つだと私は感じました。

そこで、第4次由利本荘市男女共同参画計画の目標値達成のため、職場復帰したときの不安を解消する方法を含め、具体的な取組について当局のお考えをお伺いいたします。

次に、1、(3)女性の管理職についてですが、議会の雰囲気、ここ議場からと、上の傍聴席からとでは全く違います。この議場という場では、女性というプレッシャーを感じずにはられません。

4月の臨時会における委員会にて、私は各課の方が入室し着席するまでの間、女性の人数をメモしておりました。各課の女性の管理職の方、少ないと感じました。第4次由

利本荘市男女共同参画計画を見ても、市職員の女性の管理職の割合、現状値が12.8%、具体的人数で表しますと、女性の管理職の方は現在17名おられます。計画による令和7年度の目標値は15%となります。

私がこの場で感じるプレッシャーは人数の問題です。この場に男性と同数の女性がいたら感じることはないものだと思っております。だからこそ、第4次由利本荘市男女共同参画計画の目標は大幅達成していただきたいと思っております。

管理職を増やすためには、人材の確保、育成のため職員のキャリアプランの確認、キャリアアップを望むなら研修の機会を提供するなど道筋をつける準備、さらには、管理職イコール長時間労働や残業という認識を取り払うよう、短時間勤務でも昇進する評価体制をつくることと言われております。

また、共働き家庭の場合、子供の放課後の居場所を確保するなど、職場だけでなく広い意味で働く環境の整備も必要と考えます。

神奈川県では、4月から介護や育児を理由に離職した職員に対し、希望すると5年以内に復職できる県庁版カムバック制度を始めました。女性職員の幹部登用を検討した際、候補となった職員が親の介護などで退職していたケースが判明し制度創設につながりました。

そこで、第4次由利本荘市男女共同参画計画の目標値達成のための具体的な取組について当局のお考えをお伺いたします。

次に、大項目2、生理の貧困についてであります。私が高校を卒業し短大に入学した際、同級生が放った言葉があります。生活費の中で一番無駄だと思うのは生理用品。私はこの言葉を聞いたとき、同級生は将来、子供を産むことを望んでいないのではないかと心配になりました。

コロナ禍でより浮き彫りとなった生活必需品である生理用品を購入できない生理の貧困について、由利本荘市では現状把握されておりますでしょうか。もし現状把握されていないのであれば、全国的な広がりを受け、当局ではどのようなお考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

私は、産み育てる政策も大事と考えます。そして、同様に産むための準備の政策も必要であると考えております。

5月に伊藤岩夫議員、にかほ市の佐々木敏春議員、公明党女性局の方々より生理の貧困に対する要望書が出され、由利本荘市でも既に取りかかっていることかもしれませんが、私からも一般質問しようと思った理由があります。その理由の1つ目は、生理は女性だけの問題なのかという問題提起です。2つ目は、人前で話すことがタブー視されていた慣習があり、言い出しにくいものです。そこに貧困や家庭内暴力という理由が加わると、その声を出すのはさらに難しくなるという事実があります。最後に3つ目、ニュース、新聞等で話題になっている今、取り上げることで若者の政治的関心を引きつけたいという願いもあります。

県内で初の取組を行う大仙市に電話にて調査したところ、大仙市ではスピード感を持って取り組む。そのため、実態調査を兼ねた政策であると回答を受けました。大仙市の事例を友人数名に話すと、利用したいけれど生理用品の現物支給では、肌に合う合わないがあり、場合によってはかぶれて病院の診療を伴ったり、かゆみ止めの薬等のお金

がかかることも考えられるから引換券であれば利用するとの声を数件受けました。言い出しにくいことであるから利用しやすいようにする配慮が必要であると感じております。

生理の貧困について現状把握が難しいからこそ、調査を兼ねた政策という大仙市のお考えはすばらしいと思えました。今後、この問題に対しての当局の取組についてお伺いいたします。

以上、大綱2点について壇上より質問させていただきます。御答弁のほどどうぞよろしく申し上げます。

【3番（小川幾代議員）質問席へ】

○議長（三浦秀雄） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長登壇】

○市長（湊貴信） それでは、小川幾代議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、市職員の労働環境についての（1）会計年度任用職員の待遇についてにお答えいたします。

本市の会計年度任用職員については、2か月未満の任用などを除き公募による採用としているところであり、募集の際は業務内容や報酬をはじめとした任用条件を提示した上で応募いただいております。

令和3年4月1日における会計年度任用職員数は497名であり、業務として引き続き必要であると判断された職種については、公募によらず3会計年度まで継続任用することができることから、339名が昨年度からの継続任用となっております。

また、制度開始以前の給与水準を維持するとともに、生計を支えるための一助となるよう本市においてもパートタイム会計年度任用職員については、兼業を可能としたところであり、副業を希望している方には兼業の報告をいただきながら、柔軟な運用としていくところでもあります。

一方、会計年度任用職員の正職員への転換については、公平な採用機会の確保という観点からも試験を受験いただくことが求められているものであります。

加えて、就職したくても就職できず働けない環境下を経験した方々を救うという就職氷河期世代の採用については、そうした方々への雇用面での配慮という目的を有するものであり、試験実施もさることながら、その考え方を会計年度任用職員にも適用することについては慎重に対処すべきものと考えております。

次に、（2）育児休業についてにお答えいたします。

本市の男性職員における育児休業取得率は、平成27年度の2.9%から令和元年度には9.7%と着実に向上してきたところであり、消防職を除く行政職にあっては15%となっております。

育児休業の取得については、地方公務員の育児休業等に関する法律において、子が3歳に達するまでの連続した期間とされておりますが、男女問わず御家族の実情に応じ、適切に取得されているものと認識しております。

取得するに当たっては、様々な配慮を行っているところであり、職員の配置換えをはじめ、会計年度任用職員の配置による業務継続や所属先において業務分担の見直しを行うなど、取得しやすい環境の醸成に努めてきております。

また、育児休業制度とともに、配偶者出産休暇や子の看護休暇制度など、育児に関する休暇制度についても合わせて周知しながら、男女問わず積極的な取得を促してきたところであります。

今後とも、育児と仕事の両立に向けて、休業中の職員との業務状況などの情報共有を図るほか、時差出勤やテレワークなどの制度導入も視野に入れ、復帰後をどうバックアップしていくかその体制づくりと周知に努めるとともに、子育てに関する各種支援制度の取得促進に向けて、幅広い情報提供に取り組んでまいります。

次に、（３）女性の管理職についてにお答えいたします。

本市の管理職は令和３年４月１日現在で135名であります。そのうち女性については12.6%の17名となっており、ここ数年は、ほぼ横ばいで推移しております。

一方、管理職を補佐する参事級をはじめ、課長補佐、班長については162名となっており、そのうち女性は25.9%の42名となっております。

次代を担う女性管理職の登用に向けては、早い段階から管理職としての能力やスキルが必要となりますが、この42名をはじめとする多くの女性職員が、市政の中核を担うことが期待できる有為な人材であると考えております。

これまでも人事配置などに対する自己申告制度を活用しながら、配置希望や職員の職や業務に対する意識を確認し、人事配置に生かしてきたところであります。

今後は、これまでの取組に加え、職位に対する意向調査等を実施するとともに、管理職に対する意識の向上を図りながら、資質、能力をしっかりと把握し、多くの女性職員の活躍を推進してまいりたいと考えております。

次に、２、生理の貧困についてにお答えいたします。

これまで、健康や福祉の相談を受ける中で、生理の貧困に特化した相談はなく正確に現状を把握できている状況にはありません。

しかしながら、コロナ禍の中にあって今後の相談内容に上がってくる事項であることを十分に認識しておかなければならない大切な問題であると考えております。

市では、生理の貧困を生活困窮も含めた家庭全体の問題として捉えており、総合相談窓口など担当部署が関係機関と連携し、問題の解決に取り組んでおります。

今後も生理の貧困を支援する方策について、他の自治体の動向も注視しながら研究してまいります。

なお、今年度からスタートした第４次由利本荘市男女共同参画計画においては、働き方改革の一環としての生理休暇を含めた各種休暇制度の利用促進や学校現場における性に対する学習機会の提供と合わせ、生理用品を含めた防災備蓄品の充実なども盛り込んでおります。

市といたしましては、引き続き、性別を問わず生理に対する社会的な意識変化の促進が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（三浦秀雄） ３番小川幾代さん、再質問ありませんか。

○３番（小川幾代） 大項目１、（１）会計年度任用職員の待遇についてであります。４月４日の読売新聞に、北都銀行や荘内銀行では、４月から行員の副業、兼業を解禁いたしましたという記事がございました。中小企業では就労規則が市役所基準ということこ

ろがあります。名前の知れた企業や市町村役場での取組が世間の捉え方を変えます。そのため、副業ができることを発信すること、本人に伝えることも大事だと思いますし、社会の周りの人たちが市役所職員が副業していると肌で感じるというか、目で見えて分かるというのはとても大切なことだと思っておりますので、ぜひ、今までもされていたと思うんですが、そういう発信をしていただくというのは大切だと思っております。

昨日の会派代表質問でも職員の意欲というフレーズが何度か出てきております。先ほどの答弁にもありましたけれども、更新をできるということで、職員に意向を確認する時期というのは、各課で異なってくるかもしれませんが、おおよそのところ教えていただければと思います。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） 小川幾代議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まずは、先ほどの質問も十分に聞かせていただいて問題視されていること、気になっていること、十分理解をいたしましたので、そのことについても今後の政策等々に反映をさせていただけるように検討してまいりたいと考えております。

ただいまの質問については、総務部長のほうから答弁をさせます。

○議長（三浦秀雄） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、兼業についてですが、実際、会計年度任用職員で民間の事業所、店で兼業している職員もいらっしゃいます。今後はそういった方々もいるということを含めて、周知といえますか、教えるようにしていきたいと思っております。

それからもう一つですが、いつ頃更新するかということですね。先ほど答弁にもありましたとおり、3会計年度までは更新できることになっております。直前に更新できるかできないかということをお聞きすると、次の就職先を探すなどの時間が必要になりますので、例えば3月末で任期が切れる会計年度任用職員であれば、早めに、年明け、1月か2月頃には本人の意向を聞いて、翌年度も働いていただけるか、いただけないかということを確認するようにしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（三浦秀雄） 3番小川幾代さん。

○3番（小川幾代） 現在339人継続任用されているというお話だったんですけども、339人皆さんに1月か2月頃、意思確認をされているということでもよろしかったでしょうか。それとも、技術を伴うような方、パートタイムの中でも事務職とかではない方々におかれまして、毎年そういう確認をされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） 確認についての御質問ですが、3月だとちょっと遅くなるものですから、通年雇用の方の場合は、更新の可能性がある方についてはもっと早めに確認するようにしております。ただ短期雇用の方については、その都度その都度、必要性を考えておりますので、それは別になります。

○議長（三浦秀雄） 3番小川幾代さん。

○3番（小川幾代） ありがとうございます。

短期間の方につきましては、短期間ごとの採用になるかと思うんですけども、例えばコロナ禍でイベントや行事がなくなってしまったために、去年の仕事が今年ではできな

かったという方々に対してなんですが、今回、6月1日から就労できる方の募集を5名ほどハローワークの求人情報で確認しております。こちらが会計年度任用職員という枠でしたので、コロナ禍で中止になったために仕事ができなかった方へ、その6月1日からの就労について、こういうのありますよというような御案内などは特別にされているのかどうか確認させてください。

○議長（三浦秀雄） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） 短期間の方につきましては、その都度その都度、その仕事があるかないかということもございますので、事前に去年使う予定だった方々をそのまま優先的に使うということはしておりません。その都度、募集をしまして、必要な方は採用をするというような形を取っております。

○議長（三浦秀雄） 3番小川幾代さん。

○3番（小川幾代） その都度と申しますと、もし募集枠に対して、応募の数が少なかった場合など、どのようにしていくのか教えてください。

○議長（三浦秀雄） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） お答えします。

募集した枠に達しない場合、再度募集するなどの方法を取りまして、必要な人数をできるだけ確保するよということによってやっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（三浦秀雄） 3番小川幾代さん。

○3番（小川幾代） 個別的にその方に仕事の案内というのはいないということになるのでしょうか。お願ひします。

○議長（三浦秀雄） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） 臨時的に募集する場合は個別にやっていないんですが、ただ以前経験がある方で、この方に頼めば間違いはないだろうというケースもたまにあるかと思ひます。その場合は、個別に本人に当たって、短期間ですけども雇用する場合も十分あります。

○議長（三浦秀雄） 3番小川幾代さん。

○3番（小川幾代） では、次の質問に入りたいと思ひます。

大項目1、（2）育児休業についてであります。市の広報に家事の分担や育児についてのノウハウを載せるというのは、今すぐできることなのかなと私は思ひますけれども、そのところ市長、どのように考えるか教えてください。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの小川幾代議員の御質問にお答えいたします。お答えしたいんですが、もう少し具体的に質問していただけますか。

○議長（三浦秀雄） 3番小川幾代さん。

○3番（小川幾代） 失礼しました。先ほど紹介しましたが、札幌市の広報紙に女性だけが家族の洗濯物を畳むのではなくて、皆さんが各自で畳みましょうという広報を載せているんですね。育児休業を取得するためには、もちろん男性の家事の手伝いというの必要だと思ひます。そういったところで育児休業を取りやすくするというよりは、家庭内で育児をみんなでやっていきましょうという政策を広報に載せるのも一つだと思ひます。子育て世代の方には子育てガイドブックというのが2021年に出ているかと思ひ

うんですが、その世代限定のブックではなくて地域のいろんな方にこういう施策があるんだよとか、または、地域の意識を変えようという取組として、家事の分担であったり、使える補償だったりそういうのを皆さんに知っていただくために、広報に載せるというのはいかがでしょうかという質問でした。よろしくお願いします。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） 確認をさせていただきました。おっしゃっていること理解いたしました。広報につきましては、企画財政部長が担当しているところでありますので、企画財政部長から答弁をさせます。

○議長（三浦秀雄） 高橋企画財政部長。

○企画財政部長（高橋重保） 私のほうから答えさせていただきます。

例えば、広報への掲載ということになりますと、衣類を畳みましようということだけでは当然不足するという面もありますので、いろんな記事と絡みながら皆さんにお伝えすべきでないかと思えます。例えば、6月15日号の広報の編集作業を進めておりますが、男女共同参画推進月間という月に当たっております、今回特集的に男女共同参画の記事が掲載される予定となっております。例えば、そういったときにそういった記事を入れるということは、流れの中として大変好ましいことであると私は思いますので、この次にそういった機会がありましたら、その点も含めて検討させていただきたいと考えております。

○議長（三浦秀雄） 3番小川幾代さん。

○3番（小川幾代） ありがとうございます。6月15日号にいろいろとそういう情報が載るといことで楽しみにしております。

○議長（三浦秀雄） 高橋企画財政部長。

○企画財政部長（高橋重保） ただいまの答弁で、もし誤解されたようであれば失礼しました。今回の記事、推進月間ということでの特集記事になりますので、その記事を載せるということでは今のところありません。またの機会ということで、次のそういった機会があったときに検討させていただくという答弁で御理解をいただきたいと思えます。

○議長（三浦秀雄） 3番小川幾代さん。

○3番（小川幾代） 失礼しました。私が勘違いしておりました。ありがとうございます。

大項目1、（2）の育児休業についてさらにお伺いしたいんですけども、先ほど周知していく、あとは情報提供していくというようなフレーズがございました。その場合、どんな方法で周知されていくことをお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えしたいと思います。育児休業等々については先ほど御質問の中にあつたように、ここも大事な視点だなということで考えております。そういった制度があることも含めて周知をしていくということは、大事だと思いは一緒だと感じております。具体的な詳細については総務部長のほうから答弁させます。

○議長（三浦秀雄） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） それでは、周知の方法についてという御質問でありましたの

で、私のほうからお答えさせていただきますが、職員の育休制度があります、取りましようという周知になるかと思えます。庁内で掲示板とか、メッセージとか、ツールがあるんですが、そういったもので職員に呼びかけるですとか、あと通知なども考えられるかなと思えます。まずは、そういった掲示板、メッセージそういったもので職員全体にこういうものがありますよということでお知らせしていきたいと考えております。

○議長（三浦秀雄） 3番小川幾代さん。

○3番（小川幾代） 庁内の掲示板というのと、今私がぱっと浮かんだのは階段の踊り場とかかなと思ったんですが、その掲示する場所についてどちらになるのか教えてください。

○議長（三浦秀雄） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） すいません。私の言葉が足りませんでした。掲示板といいますのは、グループウェアという全員が使っているパソコンのシステムがありまして、その中で庁内のお知らせなどをするものがございます。その中で、職員向けにいろんな情報を発信していきたいということでございます。

○議長（三浦秀雄） 3番小川幾代さん。

○3番（小川幾代） ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思えます。

大項目1、（3）女性の管理職についてでございますが、自己申告制度があると伺いました。こちらについては、どの時期にというか、年間1回なのか、それとも3か月に1回行っているのか、そういったところ伺いたいんですがお教えてください。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） 小川総務部長から答弁させます。

○議長（三浦秀雄） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） ただいまの再質問にお答えいたしますが、自己申告制度というのがありまして毎年秋頃にやっています。1人ずつから今の職場の状況ですとか、あと異動の希望ですとか、そういった情報を出していただいて、それを取りまとめして、例えば翌年の人事異動に参考にするとか、職場環境を変えるのに役立てようとかそういったことに活用しているものがありまして、大体秋頃に毎年1回だけですが行っております。

○議長（三浦秀雄） 3番小川幾代さん。

○3番（小川幾代） ありがとうございます。答弁の中で、25.9%、42名の女性の方が現在、参事、課長補佐等という役職におられますので、今後、この42名の方々がさらに管理職のほうに昇進される可能性があるという答弁だったと思えます。その中で、令和7年の数値にプラス3名だと思えますけれども、その根拠というのは42名のほかにもクリアする可能性というのはどのくらいあるのかお伺いします。

○議長（三浦秀雄） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） クリアする可能性ということですが、今まだ管理職になっていない職員が先ほど申し上げましたとおり42名おります。その方々の能力を見たりしていくことになると思えますが、十分可能性はあると私は考えております。

○議長（三浦秀雄） 3番小川幾代さん。

○3番（小川幾代） ありがとうございます。

女性の管理職について研修等を行う予定があるのか、また研修を行う内容についてもお尋ねいたします。

○議長（三浦秀雄） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） 研修につきましてですが、管理職になるための研修というものは、今うちの市では行っておりません。いろいろな能力を高めるための研修をやっておりますし、女性だけ集めているようなスキルアップするための研修なども行ってあります。そういった日頃の研修を積み重ねて、管理職としての資質を備えていただくという考えでおりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（三浦秀雄） 3番小川幾代さん。

○3番（小川幾代） ありがとうございます。管理職に特化した研修ではなくという認識でよろしかったでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） 管理職になるための研修というのは行っておりませんが、管理職になってから、例えば、課長の研修ですとか、課長補佐の研修、そういったものは行ってあります。ただ、そういった課長になるための直接的な研修というものは行っておりません。日頃からの研修が本人の資質向上につながれば、それが管理職の適性が持たれるようになるのかなと思ってあります。

○議長（三浦秀雄） 3番小川幾代さん。

○3番（小川幾代） ありがとうございます。

次の再質問に入らせていただきます。

大項目2、生理の貧困についてであります。今後研究していくというお話でしたけれども、総合窓口を受け付けられる相談を基に研究していくということでよろしかったでしょうか、質問させていただきます。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの小川幾代議員の再質問にお答えいたします。

まさに、研究だとか検討していこうということを考えています。

窓口に来ていただけるようなことを検討するだとか、来ていただいてどういった対応をするということももちろん含めてですけども、先ほど答弁でお話ししたように、生理の貧困というのが全国的にも今、取り上げられているということも私も十分理解をしておりますし、先ほど様々な政党のお名前等々もありましたけれども、私のほうにもそうした方々から、由利本荘市としても検討してほしいという御依頼が来ております。そこについては、これは検討していかなければいけないなという思いもあります。

生理の貧困等というのは、生活困窮者、要するに経済的にあまり余裕のない方々に多いという視点で考えていたんですけども、実はそうではなくて、多少余裕があっても、例えば父子家庭の方とかが、お父さんにはなかなか言いづらいだとか、お金の話だけではないということもあって、全体的にどういうことがあるのか検討をして、それが無いとどういった対策をしたらいいのか、はっきり分からないということもあって、研究させてほしいというのが、その答弁の一つです。

加えて、先ほど大仙市さんのお話をされておりました。私どもも大仙市さんの取組に

については、それこそ研究をさせていただいておまして、それがいいのか、もっとよりよい方法がないのかということについても、今、検討しているところであります。

○議長（三浦秀雄） 3番小川幾代さん。

○3番（小川幾代） ありがとうございます。

研究していくということで、言葉をそのまま取ると考えてくださるんだなというふうに、私は前向きに捉えたんですね。ただ、それがいつになるのか。スピード感を持って対応してくださるのかどうなのか、そのところをちょっとお伺いしたいです。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） もちろん、スピード感を持って対応するつもりであります。

私どものところに、災害時の備蓄品の中にも生理用品があって、そこには幾らか使用期限切れになると破棄するというのもあって、そういったものは活用できないだろうか、ただ、それは先ほどお話ありました体に合わないだとかもあるのも、じゃあそれは使えないのだろうかだとか、そういうことも研究しています。なので向きとして、やらないという向きではなくて、ぜひ取り組みたいということの一つではあるんですけども、今日明日すぐできるかということでもないですし、まずはスピード感を持って対応したいという思いでいるところであります。

○議長（三浦秀雄） 3番小川幾代さん。

○3番（小川幾代） ありがとうございます。

前向きに研究していただけるということでよかったなと思っております。

私の一般質問は以上となります。

○議長（三浦秀雄） 以上で、3番小川幾代さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後2時35分まで休憩いたします。

午後 2時20分 休 憩

午後 2時34分 再 開

○議長（三浦秀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番佐々木隆一さんの発言を許します。6番佐々木隆一さん。

【6番（佐々木隆一議員）登壇】

○6番（佐々木隆一） 日本共産党の佐々木隆一であります。質問に入る前に、情勢について述べます。

5月11日の全国紙に掲載されました意見広告を御紹介します。

ワクチンもない、薬もない、竹やりで戦えというのか。このままじゃ政治に殺される。私たちはだまされている。この1年は一体何だったのか、いつまで自粛をすればいいのか、我慢大会はもう終わりにしてほしい。ごちゃごちゃ言い訳するな、無理を強いるだけで何一つ変わらないではないか。今こそ怒りの声を上げるべきだ。という宝島社の広告でありました。

もっともっと政治に対して声を上げるべきなのに、その文化があまりにもなさ過ぎるというツイッターの声が集まっております。

緊急事態宣言が再延長されました。

安倍、菅両政権の1年4か月のコロナ対応は、失敗を認めないし、失敗から学ぶことがない。昨年3月の全国一斉休校、アベノマスク、GoToキャンペーン、これらは国民誰もが失敗だと思っています。間違いを認めて検証し、対策を改めることを一度もしてこなかったことに大きな問題があります。

オリンピックの話がありますが、昨日も政府分科会の尾身会長が、やるべきでないというような方向での発言をしております。

国民の8割に延期、中止の声があり、中止をして感染対策に集中すべきでしょう。二輪や四輪はブレーキがついているのに、五輪はブレーキがついていないのかとフェイスブックで話題になっております。

質問です。1、企業版ふるさと納税制度は企業と自治体の癒着を生まないか。

企業版ふるさと納税制度は2016年度から導入され、当初は、企業の税軽減が最大約6割で、自治体は寄附を受けたい事業を個別に申請する必要がありました。

昨年度の税制改正では、制度を活用しやすいよう在り方を見直し、軽減の上限を9割に拡充したのであります。

企業が自治体の地方創生事業に寄附すれば、寄附額の一部を法人税等から差し引くというもので、事実上、寄附額が税金で払い戻されるという仕組みになっております。

本市が同制度を積極的に活用し、寄附獲得に力を入れたいとの意図は理解できます。ある例ですが、同制度を活用し、東京電力と東北電力が青森県東通村に8億円を寄附しており、2011年の福島原発事故によって、原発建設が止まったり、既存原発が稼働停止する中で、財政が厳しくなった東通村への寄附は、原発稼働の協力を得るためのものではないかと指摘されております。

国会論戦では、内閣府令で寄附した企業に対し経済的利益の供与を禁止されており、企業と自治体の癒着が起きているのではないかとの批判もあります。

秋田魁新報4月11日付によりますと、企業版ふるさと納税で昨年度、本市への寄附の総額は2,840万円。その一部は企業側の意向で社名や金額は非公表としました。なぜ公表しないのでしょうか。

市では今後、地域貢献策の手段の一つとして、寄附を増やし、企業などに協力を呼びかける方向で検討していますが、具体的な方向性と併せて、同制度について企業と自治体の癒着を生まないかについて答弁を求めます。

2、高校生年齢までの医療費無料化の具体策は。

この質問を通告した後の6月議会初日の5月17日に説明がありましたが、通告どおりに質問しますので御容赦願います。

4月27日の臨時会で、市長の所信表明で、乳幼児から中学生までだった医療費助成を高校生世代も対象にすると述べ、子育て世代の健康保持と経済的支援を拡充すると説明されました。

長谷部前市長には市民の声を受け、何度も高校生年齢まで医療費の無料化をされないかと質問したのであります。直近では、昨年3月議会であります。議会開会前、1月の西目地域のふれあいトークで参加者から、にかほ市では2018年から無料化を拡大している。本市でもやってほしいとの発言があり、これは、にかほ市の2017年の市長選挙で市川市長が公約にしたものであります。当局は、医療費を無料化にすると過剰な受診の要

因となるのではないかと説明されました。

私はこれらのことを例に挙げながら、全国知事会や全国市長会でも少子化対策の抜本的強化などを訴え、全国一律の子供の医療費助成制度をつくるよう再三提起していることなどを紹介。さらに、無料化を広げれば医療費がかさむとの当局の答弁であるならば、過剰受診なるものの根拠は何か、数値を示していただきたいと質問しましたが、市長は従来の方針を繰り返すのみでありました。

今回の市長並びに当局の英断を高く評価するものであります。つきましては、昨年3月議会では4,200万円との予算措置をとということでありました。これはいつ頃になりますか。財源はいかがでしょうか。所得制限や自己負担などに条件をつけることなく、可能な限り早期に実施していただきたいと思っております。市長の前向きの方針を求めます。

### 3、市内ガソリンスタンドの現状と対策は。

危険物の規制に関する省令の一部改正が2010年に公布され、地下埋設貯蔵タンクについて建設から20年以上経過したタンクは経過年数、塗覆装の種類などの条件により、必要な漏えい防止措置を行う義務が課されております。

2011年の震災直後、極端なガソリン灯油不足となりました。軽油も不足になったのであります。背景に石油業法の廃止などエネルギー関連の規制緩和があり、同法には石油供給計画の策定業務があつて、これを通じて政府は石油の生産備蓄や安定供給に責任を持つことができました。

ところが、その後、小泉政権がこれを廃止、石油流通は民間企業間の取引として政府が関与しないことになったのであります。水や食料、燃料、医療など国民の生命を守る根底の分野まで市場原理任せにしているのかが問われています。燃料まで規制緩和と危険物関連の省令の一部改正でガソリンスタンドの閉鎖、廃業が相次ぎ、ガソリンスタンド過疎が全国各地に広がりました。

もともとガソリン、軽油などは利潤が少なく、加えて近年、仕入価格の上昇やスタンド間の価格競争の激化、人口減少と低燃費車、ハイブリッド車、電気自動車の普及による需要の減少などによる事業者の経営環境が厳しい中、地下タンクの義務化に係る費用が経営の負担になっております。

市内ガソリンスタンドは、何か所ぐらい現在あるのでしょうか。省令の一部改正による地下貯蔵タンクの改修が必要なスタンドは何か所でしょうか。

本市のような広大な面積を有する中での移動手段は主に自家用車であり、また農作業や除排雪に必要なガソリン、軽油や、冬季の暖房にも不可欠な灯油の購入などはガソリンスタンドであつて、ガソリンスタンド過疎は地域の生命線が危惧されることにつながります。市内ガソリンスタンドの現状と対策について答弁を求めます。

### 4、交通安全ルールの徹底を。

4月19日夕方、市内岩城地域で国道7号の横断歩道を渡っていた女子中学生が路線バスにはねられて死亡するという痛ましい重大事故が発生しました。事故直後、テレビなどの報道では、被害者の名前が出なかったのですがどうしてなのかなと思っておりましたが、翌日、地元の生徒たちではなく、能代市内の中学2年生と判明しました。生徒2人が秋田市での所用を済ませ、帰途に着くため本荘行きのバスに間違つて乗車。事故現場近くのバス停で降車し、秋田行きのバスが来たので、横断歩道を渡り事故に遭遇。保護者や

学校、教育委員会や地域社会に大きな衝撃を与えました。

私も子供たちには常々車には気をつけるよう呼びかけています。事故の起きたバス停は、間近に横断歩道があるにもかかわらず、国交省の交通事故を誘発するおそれのある、危険なバス停リストには入っていなかったとの報道があります。国交省の危険なバス停リストは全国で1万195か所あり、県内には316か所あります。このようなバス停について国交省は、バス会社に移設や廃止、注意喚起などの安全対策の検討を求めました。

秋田運輸支局は、今回の不備を受けて県内の全事業者に再点検を求めることを要請しています。市当局としても、危険なバス停リストに入っている、いないにかかわらず、安全を優先し、再点検する必要があるだろうと思われまますがいかがでしょうか。

今年に入り県内では、今回の事故を含め、中学生以下の子供の交通事故が10件、うち年度末の3月は3件発生しています。子供たちの交通事故が道路を横断中に多く起きるのは全国的な傾向であり、そのうち横断歩道の事故は約4割と統計もあり、横断歩道での歩行者優先はマナーでなくルールであることは、全てのドライバー、社会全体で共有し、再認識する必要があります。

今回の事故の教訓から、再び事故を繰り返さない、事故を起こさない、事故に遭わない徹底した交通安全教育が望まれます。市長、教育長それぞれの答弁を求めます。

#### 5、外国人労働者の実態は。

西目地域に本社のある県内でも有数の電子部品製造会社には、約40人のベトナム人が就労しています。私は昨年春、ある機会を通して交流することになりました。彼らの住居は会社の社員寮で、1人1台の自転車を貸与され、通勤に買い物に使用。真面目で日本語の会話能力も日常の生活には不自由しないくらいであり、勤労意欲も高く、私たちが学ばされる点も多くあって、コロナ禍で地域の行事が中止されておりますが、行事があるときには、それらに参加をし、交流もあって、おおむね地域でも好評であります。

技能実習生制度は、それまでの外国人研修制度に付け加える形で始まり、2009年の法改正で一元化され、2017年の外国人技能実習法の下で、対象職種や保護制度などが拡充されました。技能実習生が来日する場合のほとんどが団体監理型の技能実習生で、期間は1年から3年、または5年で終了すれば帰国となります。

2018年の法改正で創設された特定技能制度は、外国人の単純労働者を初めて労働者として迎え入れるもので、建設業、農業、介護など14業種が対象とされています。

市内在住の外国人労働者は、どのような職種に何人おられるのでしょうか。どんな就労形態でしょうか。途上国への技術移転の名の下に、安い労働力として働かされていると指摘されてきた技能実習生。その半数以上を占めるのがベトナム人であり、全国的にはコロナ禍で職も住居も失った後、その一部でしょうが、失踪する例が後を絶たないとの報道があります。

このような事例が本市ではありますか。文化や生活様式の違いによる地域での行政相談やトラブルなどありませんか。

2019年12月議会で、佐藤健司議員の外国人労働者の質問に住環境不足に対する支援をはじめ、空き家の提供、公共機関への音声翻訳機の設置について地域企業の現状把握に

努め、ニーズ調査を実施をしていくと、このような答弁でありました。

その後の具体的な市の対応について答弁を求めます。

6、教育振興について、(1) G I G Aスクール構想で学ぶスキルは身につくか。

文科省の小中学校の I C T環境を整備する G I G Aスクール構想によって、子供 1 人に 1 台のタブレットなどの配備が進み、本市内でも小中学校全ての児童と生徒に、学校と家庭での学習のためにタブレット端末と附属品を貸与しました。

例えば、去年、休校が続いたのでありますが、インターネットがあれば貸与された端末を使い、休校中もオンライン授業が受けられ、ドリルには各人に合せた人工知能、A I もついています。

I C Tの活用は、ほかの学校や海外の子供たちとつながって学んだり、調べ学習で専門家に話を聞いたりすることも可能となります。

しかし、何らかの事情で転校する児童生徒たちは、デジタル端末を学校に返却しますが、その際、その端末を利用していた教科書や教材はどうなるのでしょうか。デジタル教科書に書き込んだ内容も級友たちとの学びも思い出も持っていくことはできなくなるのではないかと心配もあります。

教科書会社が出すタブレットやデジタル教科書教材の規格あるいはソフトなどは、ほかの機種と共通に使用できるのでしょうか。教科書選定も数年ごとに行われますが、教科書会社が替わっても子供たちの学びが担保できますか。健康面についても近視や乱視など徐々に増えていますが、それらの対策はどのようになっているのでしょうか。

義務教育は、生涯学び続けるための基本的な学びのスキルを身につける場であり、G I G Aスクール構想で学ぶスキルが身につくのでしょうか。メリットにばかり目を奪われて、デジタルを導入し、学ぶスキルが損なわれないかとの疑問も湧いてきます。

また、1人1台のタブレットやデジタル教科書を先行して導入した自治体もあります。それらの自治体で成績が上がった、または参考になるなどの例があったら教えていただきたいと思います。

教育長の見解を求めます。

(2) 学校給食は国産小麦使用パンの検討を。

皆さんのお手元に資料をお配りしております。御覧になっていただきたいと思えます。

J Aやホームセンターやスーパーなどで扱っている除草剤、これは主にラウンドアップやラウンドアップのジェネリック薬品と言われて、様々な名前で市販されています。この主成分であるグリホサートは、近年発がん性など人体や環境への影響が指摘されており、アメリカでは多額の損害賠償が認められるなど大きな注目を集めています。

その後、発がん性ばかりではなく、グリホサートにさらされることが子供の自閉症スペクトラム障害との関連や、生殖機能への影響も懸念されており、また、蜜蜂の学習能力や認知能力、感覚能力へ悪影響を与え、群れの維持を脅かすことも指摘されています。

農民連の分析センターの調査では、輸入小麦を使用したパンやパスタなどからグリホサートの残留が検出されており、身近な食生活にも関わる問題であります。グリホサートにさらされた世代が直接影響を受けるだけでなく、次の世代までも影響を与えること

も研究発表されており、微量であっても食品からの接種には十分な警戒が必要であります。

子供たちの健康上、学校給食のパンは国産小麦使用のパンや、米粉使用のパンへの切替えを検討されないでしょうか。市販のパンと国産小麦使用のパンとは価格差があるでしょうか、幾らでしょうか。また、先ほど来申し上げております除草剤の主成分のグリホサートをどのように認識しておられますか。小中学校など教育委員会での除草剤の使用はどのようになっているでしょうか。答弁を求めます。

以上であります。

【6番（佐々木隆一議員）質問席へ】

○議長（三浦秀雄） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、佐々木隆一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、企業版ふるさと納税制度は企業と自治体の癒着を生まないかについてお答えいたします。

企業版ふるさと納税について、昨年度は計7社より総額2,840万円の寄附金を頂き、貴重な財源として地方創生事業に幅広く活用させていただいており、寄附企業の上承を得ながら市ホームページにおいて、企業名や寄附額を公表しているところであります。

企業名等の公表については、地域貢献活動による企業イメージのPRなどに効果があるものと認識しておりますが、各企業における公表・非公表の個別の判断理由については、市としては承知しておりません。

昨年度の実績として、本市にゆかりのある企業からの寄附が大多数であったことから、今後、経営幹部に市出身者がいる企業などへのPRが効果的と考えているところであり、また、市ホームページにおける寄附募集ページのより一層の充実にも努めてまいります。

なお、企業と自治体との癒着を生まないかの御指摘であります。企業が寄附を行うことの代償として、自治体から経済的利益を受けることは法令により禁止されており、本市においてもルールにのっとった運用を行っております。

次に、2、高校生年齢までの医療費無料化の具体策はについてお答えいたします。

市ではこれまで、高校生年齢の医療費無料化は、新たな財政負担が生じることなどを理由に行っておりませんでした。私は、未来を切り開く子供たちを地域社会全体で健やかに育てることを重要な施策の一つとして公約に掲げ、子育て世代における経済的負担の軽減を図り、子供を安心して生み育てられる環境づくりをさらに推進するため、このたび高校生年齢までの医療費無料化を決断したところであります。

所得制限や窓口での自己負担につきましては、これまでの中学生以下と同様に条件を設けないこととし、必要な予算につきましては、過疎債を財源とし補正予算を本定例会に提案しております。

開始の時期につきましては、福祉医療システムの改修や対象者への受給者証交付など準備期間が必要であることから、10月1日を予定しているところであります。

次に、3、市内ガソリンスタンドの現状と対策はについてお答えいたします。

現在、市内には38か所のガソリンスタンドがあり、今後10年以内に地下貯蔵タンクの

改修が必要なガソリンスタンドは9か所となっております。

この10年間で、ガソリンスタンドが7か所ほど減少しており、多額の費用を要する地下貯蔵タンクの改修義務化も要因の1つであると考えております。

さらに、国ではカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、環境に配慮した電気自動車等が普及するものと想定されますが、当面の間はガソリン車が主流であり、主な移動手段が自家用車である本市にとって、ガソリンスタンドの過疎化は市民生活に多大な影響を与えるものと危惧しております。

市といたしましては、業界団体などから情報収集に努め、市内ガソリンスタンドの減少により、市民生活に支障の生じることのないよう状況を見極めてまいります。

次に、4、交通安全ルールの徹底をについてお答えいたします。

4月19日に岩城地域で発生した交通死亡事故は、中学生の命が失われるという大変痛ましいものであり、被害者の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

御質問の危険なバス停リストは、国土交通省秋田運輸支局が設置した秋田県バス停留所安全性確保合同検討会が安全対策が必要と思われるバス停留所をリストとしてまとめたもので、県内316か所のうち本市においては7か所が指定されており、危険度順にAが4か所、Bが2か所、Cが1か所となっております。

このたびの交通死亡事故を踏まえ、リストアップされているものを含め、危険度の高いバス停がないかを改めて確認するようバス事業者に要請したところです。

また、市が事業主体となるコミュニティバスについても、このたび改めて現地の点検を行い、一つ一つのバス停に問題がないことを確認しております。

交通事故のリスク軽減を図るためには様々な施策を実行していく必要がありますが、ドライバーの交通安全意識の向上や、歩行者への注意喚起が最も重要な取組であると考えております。これまでも季別の交通安全運動をはじめ、街頭での交通指導などを行ってきたところですが、横断歩道での歩行者優先義務をはじめ、今後一層交通ルールの遵守を呼びかけるとともに事故防止に対する意識啓発に努めてまいります。

なお、学校における安全教育については、教育長からお答えいたします。

次に、5、外国人労働者の実態はについてお答えいたします。

ハローワーク本荘管内の外国人労働者数については、令和2年10月末現在で、37事業所に227名の方が就労しております。

職種については、建設業に5名、製造業に173名、小売業に1名、宿泊・飲食サービス業に4名、教育・学習支援業に25名、医療・福祉に1名、そのほか1名となっております。雇用形態については、主に非正規雇用と伺っております。

また、コロナ禍の影響で失踪した事例や、生活習慣の違いによる行政相談やトラブル等については、これまで市に報告はございません。

御質問の現状把握とニーズ調査につきましては、昨年2月と6月に担当職員が地域企業を訪問し、外国人材活用に係るヒアリング調査を行い、休日の対応や通訳、外国人労働者用の社員寮のほか、語学の習得に対する支援についての要望や意見を伺っております。

今後も情報収集に努め、外国人労働者の受入れを希望する地域企業が多様な人材を確保できるよう、国や県と連携し支援に取り組んでまいります。

次に、6、教育振興については、教育長からお答えいたします。

以上であります。

○議長（三浦秀雄） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） 佐々木隆一議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、4、交通安全ルールの徹底をについてお答えいたします。

市内の小中学生の交通事故の発生状況につきましては、令和元年度4件、令和2年度も4件、令和3年度はこれまでに1件、学校から報告を受けております。

幸い、いずれも歩行中や自転車乗車中に車と接触したという事故ではありましたが、どの子供も軽症で済んでおります。

学校における安全教育においては、自分の命は自分で守ることができる児童生徒の育成を大きな柱としております。全ての教育活動を通して、状況を踏まえた適切な行動力や瞬時の判断力を育むことで、その力は交通安全にも生かされるものと確信しており、今後も力を入れてまいります。

各学校においては、交通安全に関する指導を継続して行っているほか、県内外で重大事故等が発生した際には、児童生徒の発達段階に応じて、事故の状況や原因などを具体的に伝え、類似の事故防止の徹底に努めております。

また、小学校では、警察と連携した交通安全教室を実施したり、関係部局と共同で通学路の点検を行って安全対策を検討したりするなど、ソフトとハードの両面から交通安全に関する取組を進めております。

今後も、かけがえのない子供たちが交通事故で傷つくことのないよう、安全教育の徹底を図ってまいります。

次に、6、教育振興についての（1）G I G Aスクール構想で学ぶスキルは身につくかについてお答えいたします。

市では、文部科学省より示されたG I G Aスクール構想を受け、市内全小中学校の児童生徒へ1人1台のタブレット端末の配備を既に完了しております。

タブレット端末の多様な用途の一つに、児童生徒が使用するデジタル教科書の活用がありますが、今年度、文部科学省による児童生徒用のデジタル教科書活用の試行が全国的に実施され、市内の中学校3校が対象校となっております。この事業を通して、実際の活用における効果や課題を検証してまいります。

児童生徒用デジタル教科書の内容の取扱いにつきましては、明確になっていないこともあり、現在のところ、紙の教科書との併用となりますが、個人が作成した資料や作品などについては、データとして取り出すことも可能ですので、転校する際に、それまでの学習の成果を引き継ぐことができるようになっております。

また、健康面につきましては、端末の使用を開始する際に、活用の手引を配付し、留意点について確認するとともに、今後、家庭で使用することも踏まえ、保護者の協力についても依頼してまいります。

学校現場でこれまで取り組んできた学習スタイルに加え、端末を導入することで、児童生徒個々に応じた学びの可能性も広げながら、これから求められる授業づくりを進めることができるものと考えております。

先行的な導入例によると、学びの個別化、主体的な学びの促進、学び合いの深化などの効果も報告されておりますので、市内の学校においても実践を重ねながら効果的な活用を図ってまいります。

次に、（２）学校給食は国産小麦使用パンの検討をにお答えいたします。

現在、学校給食では月に２から４回、パンを主食とした献立になっており、県学校給食会から納品された粉を使い、市内のパン製造会社でつくられ、各学校に直接納品されております。

農林水産省によると、小麦は需要量の約９割が外国から輸入されており、国産小麦の生産量が増えてきたとはいえ、需要に対して供給が追いつかず、価格の変動も大きい現状にあります。

小麦粉の価格で見ると、国産のほうが外国産より２倍近く高くなることや、供給量が非常に少ないことから、県内では学校給食用パンの国産小麦に限定した使用はありません。

県学校給食会で使用する小麦は、外国産ではありますが、一般財団法人日本穀物検定協会による検定に合格した安全なものを使用しており、米粉の使用も含め、多様な献立で安全・安心な給食になるよう、今後も引き続き努めてまいります。

なお、市内小中学校における除草剤の使用につきましては、時間帯や場所に配慮しながら、限定的に使用しているところであります。

以上であります。

○議長（三浦秀雄） ６番佐々木隆一さん、再質問ありませんか。

○６番（佐々木隆一） １、企業版ふるさと納税制度は企業と自治体の癒着を生まないかについて再質問しますが、非公表としたとの答弁をもう一回簡潔にお知らせください。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの佐々木隆一議員の再質問にお答えいたします。

企業名の公表についてはというところではありますが、各企業について公表・非公表の個別の判断、いわゆる企業側に対して公表するかしないかを事務的にやっているだけであって、公表するしないの個別の企業側の理由については、私どものところでは承知していないという答弁でありました。

○議長（三浦秀雄） ６番佐々木隆一さん。

○６番（佐々木隆一） そうすれば、市側は、どういう企業かというのをもちろん知っているらっしゃるということですか。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） はい、そうです。寄附をいただいた企業は分かりますが、ホームページに載せて公表していかだとかということについては、事務的に聞いてやっているということです。

○議長（三浦秀雄） ６番佐々木隆一さん。

○６番（佐々木隆一） 私は、すべからくやはりオープンにすべきだという立場で、市長の公約と一緒にです。政策等の全責任は市長にあるを前面に打ち出し、市民にオープン、役所をオープン、行財政をオープン、改革をオープン、未来にオープン、５つのキーワードを柱に頑張るといいますから、ぜひ公表してください。何か都合の悪い

ことでもあるのですか。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） 基本的にはできる限りのものをオープンにするという姿勢は持っています。ただ、もちろんお分かりだと思いますが、オープンにできるものとできないものとか、相手があることについては、出すか出さないかというのを聞いて、出してくださいということであれば出しますが、そういう聞き方もしてないですよ。事務的に、例えば、公表するしないのチェックみたいなのがあって、公表しないとチェックになってれば公表はしないということであって、それがオープンとか、オープンじゃないということとまたちょっとニュアンスが違うのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（三浦秀雄） 6番佐々木隆一さん。

○6番（佐々木隆一） いわゆる、今、問題になっております東北新社創業者の植村伴次郎氏は、お亡くなりになりましたが、お分かりのとおり由利町出身で、本市でも非常に大きな付き合いがありまして、いろんな形での寄附なんかもあるようであります。この非公表とした企業の中に、東北新社が入っているのではありませんか。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） 御質問にお答えいたしますが、私は承知しておりますが、それも含めて公表するしないというところの判断ですので、ここで答えはいたしません。

○議長（三浦秀雄） 6番佐々木隆一さん。

○6番（佐々木隆一） やはりこのとおり、市長御自身の公約もあるわけですから、様々なことに関する個人情報とか以外やはり、前向きに、今後ともオープンにしていきたい、このように思いますがいかがですか。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

私の思いとして、オープンにすべきことはすべきだということはどう思うかということについては、私も佐々木隆一議員と全く同じで、できる限りいろんな情報はオープンにしていくという姿勢であります。ただ、できることできないこと、また、ルールがあることについては、そのルールに従わなければいけないということもありますので、そのルールにはきちんと従った上で、出せるものは徹底して出していくという思いであります。

○議長（三浦秀雄） 6番佐々木隆一さん。

○6番（佐々木隆一） 質問の中にも触れましたが、内閣府令では、寄附した企業に対し、経済的利益の供与が禁止されております。ただ、やっぱりボランティアでやってるわけではないですよ。企業側としては金を出す以上、やはり、何らかの見返りがあるからこそ寄附するわけであって、そこは、しかと認識をしていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

企業側でどういった思いで寄附されてきてるのかということについては、承知はしておりません。

ただ、企業として寄附をしていただいたと、大変ありがたいという思いでしかなくて、その背景に何があるかだとかそういったことまでは詮索しておりませんし、先ほど答弁でお答えいたしましたけれども、少なくとも、法律でそういった経済的ないろいろなやり取りがあってはならないということで、はっきりと決まっておりますので、そういったことはないと認識をしているところであります。

○議長（三浦秀雄） 6番佐々木隆一さん。

○6番（佐々木隆一） 大項目2の高校生年齢までの医療費無料化の具体策はについて再質問します。

これは、平成27年1月27日の秋田魁新報であります。

これは私も質問した経緯がありますが、小学校卒業生までの医療費無料化だったのが、市民の声に応じる形で長谷部前市長は2015年度から中学生の医療費を無料化したといと。ところが、この発表がですよ、市内で開いた政治資金パーティーで中学生3年生までの医療費を無料化したといと。こういう報道なわけです。

ですから、本来であったら市民の声を代表する議会で発表するのが筋でしょうが、自らの政治資金パーティーで明らかにしたと。これはやはり、今まで市民の方から違和感があるというような声がありました。

今回の4月27日の臨時会での所信表明で、この高校生年齢までの医療費無料化については非常に高く評価をするものであります。やはり、議会を大事にしてください。ということで市長お願いします。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えしたいと思います。先ほど、その2015年ですか、その政治資金パーティーというのは、もちろん私のことではないと思うのですけれども。

そこは、私は承知をしておりますが、今回のこの高校生年齢までの無料化に限らず、これからも新たな施策等々については、いろいろ出ささせていただきたいというか、やっていくことになろうかと思いますが、おっしゃるとおり、議会を軽視するだとか、そういった感覚は私、全くありませんので、しっかりとルールといいますか、順序というものもきちんと考えながら、これからもいろいろなものを提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（三浦秀雄） 6番佐々木隆一さん。

○6番（佐々木隆一） よろしくをお願いします。

大項目3、市内ガソリンスタンドの現状と対策はということで質問をしましたが、答弁にもありましたように、スタンドが廃止、閉鎖されるという事態がこの間にも続いております。隣のかほ市では、上郷にあった農協のスタンドが廃止、閉鎖されましたが、あちこちに、もう全国各地に広がっております。とりわけ、面積の広い北海道や長野県や岐阜県なんかは非常に困ったと。10キロメートル、20キロメートル先のガソリンスタンドで給油しなければならないという状況にあるようであります。ぜひ今後ともよく調査などをして、こういう業者などと連携をして情報をキャッチしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。いかがでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） 佐々木隆一議員のただいまの再質問についてお答えいたします。

佐々木隆一議員と同じで、今、ガソリンスタンドがないということは、地域の生活されている方にとって大変であるということは十分理解しております。

今回、この質問を受けて市内の状況についても調査をしました。現在、まずは、各地域に1か所ずつはあると。この1か所でいいのかどうかということは別として、まずは各地域に1か所は今あるということであったので、少なくともそこが今後なくなってきたときにどうするかということはありません。ただ、併せて、民間企業がやっているということであって、民間企業は採算が取れる取れないというところも出てくるでしょうから、一概にそこを残してくれというの、一方的には言えないだろうなと思います。おっしゃるとおり、これからも業界団体等々と連絡を取りながら、その辺のことをアンテナを高くして対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（三浦秀雄） 6番佐々木隆一さん。

○6番（佐々木隆一） 大項目5の外国人労働者の実態はについて再質問します。

2019年12月議会の佐藤健司議員の質問に対する答弁がもう少し具体的なものであってほしかったなという感じがします。

質問の要旨にも述べておりますが、住環境不足に対する支援をはじめ、空き家の提供、公共機関の音声翻訳機の設置について地域企業の現状把握に努め、ニーズ調査を実施していくと答弁しました。その後の具体的な市の対応について答弁を求めるということで私、質問の要旨を事前に出しておりますが、この件について答弁がなかったような感じであります。いかがでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの佐々木隆一議員の質問にお答えいたします。

商工観光部長から答弁させます。

○議長（三浦秀雄） 畑中商工観光部長。

○商工観光部長（畑中功） ただいまの再質問にお答えいたします。

市長答弁にもございましたが、ヒアリング調査では、市内の各施設にポケトークがあればよい、日本語能力検定への補助など語学習得支援制度があればよい、住居の確保が問題であり、近隣の空き家を活用できればよい、社宅などを建てる場合の支援制度があれば助かるなどの具体的な御意見や御要望がありました。

市といたしましては、日本語学習教室を開催し、語学習得支援をしており、今後も地域企業が多様な人材を確保できるよう、国や秋田県外国人材の受入れ・共生に係る連絡協議会と連携しながら、できることから支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦秀雄） 6番佐々木隆一さん。

○6番（佐々木隆一） 大変失礼しました。答弁の中に含まれているというわけですね。

ところで、この就労形態は非正規ということではあるのですが、技能実習生と併せて単純労働者などの区分けはされておられませんか。

○議長（三浦秀雄） 畑中商工観光部長。

○商工観光部長（畑中功） ただいまの再質問にお答えいたします。

本市に入っております外国人労働者の方々の外国人技能実習生と特定技能生のすみ分

けは把握できておりません。

○議長（三浦秀雄） 6番佐々木隆一さん。

○6番（佐々木隆一） 次に、大項目6、教育振興について、（1）G I G Aスクール構想で学ぶスキルは身につくかについて再質問します。

これはあくまでも一斉に文科省の指導の下に入ったわけでありまして。一般論でありまして、教員は十分な研修もないまま活用を迫られておると。学年でよく議論して使い方を考えてという校長先生がいる一方で、とにかく使え使えとタブレット使用を強いる校長先生もいらっしゃる。教師の負担もお分かりのとおりで、英語教育も低学年化して大変なようにありますが、その辺のところは把握していらっしゃいますか。

○議長（三浦秀雄） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えいたします。

佐々木議員のおっしゃるとおり、今学校の先生方に、子供たちにタブレットが入ってきて、それを授業の中で活用していくというときに、授業の形態が今までとはやっぱり変わってきますし、例えば、明治から続いてきた黒板とチョークと教科書というものから大きく転換していると、本当に大きい時代の節目のところだと思います。そのときに、簡単に物事が進まないというのは承知しておりますし、先生方の負担をできるだけ軽減しつつ、でも、やっぱりやってはいかなければいけないので、そこを乗り越えていくためには教育委員会の中でも研修等を充実させて負担軽減を図っていきたいと考えております。

○議長（三浦秀雄） 6番佐々木隆一さん。

○6番（佐々木隆一） 御存じのように、アップル社の創業者のスティーブ・ジョブズは、家で子供がiPadを使うのを制限し、読書や会話の時間を大切にしていたという記事がありました。なるほど、こういうものだけではやはり子供の成長の阻害になる可能性もあるということの指摘なのかもしれませんが、こういうものもぜひ参考にさせていただければと思います。教育環境の整備で先行した自治体でいろいろ参考になるような、成績のことなど述べられましたが、実はこのICT教育が学力向上につながるというエビデンス、証拠と申しますか、これはほんとどないようであります。やはり、従来のスタイルも含めて紙での併用もぜひお願いしたい、このように思うわけではありますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えいたします。

例えば、今回のコロナワクチンの申込みについてもそうですけれども、タブレットとかインターネットを通じて、申し込みたいと思っても、技術がなければなかなかそれができなくて、やっぱり、大変だという方もたくさんいらっしゃいます。

これから何十年生きていく子供たちにとって必要な力というのは、今までとは、また一つ違ったものも加えて持っていかなければいけないと考えております。そのときに必要なのは、自分で情報を収集したり、整理したり、それを発信したりする力として、タブレットはその一つのツールとして使っていきたいと考えておりますので、授業の中ではそういうような形で活用させていただきたいと考えております。

○議長（三浦秀雄） 6番佐々木隆一さん。

○6番（佐々木隆一） こういう気になる記事がありました。

コンピューターに向かう時間が増えることが子供たちから深く思考する機会を奪うとしたらその代償は計り知れない。子供には、物事を多面的に捉え、自分の意見をしっかり持った大人になってほしい。1人1台を進めるにしても、エビデンスのないまま広げ、貴重な学びの場が実験台になるのは勘弁してほしいということがありました。ぜひ参考にしていただきたいと思うのであります。

やはり政府が教育のICT化を急ぐこの背景には、大企業がグローバル競争に勝ち抜くための人材育成を求めていること、情報産業が学校を巨大な市場、ビジネスのビッグチャンスとして一斉に参入していることではないかとの指摘もあります。いかがでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） このICTに係る経費については、大変多額なものになっているということは承知しておりますし、そのかけている経費に見合うものを私たちは子供たちに伝えていかなければいけないとか、力を育てていかなければいけないなどというふうには考えております。

ただですね、例えば昔、百科事典をいっぱい本棚にどかっと並べていて、そこが知識の宝庫だったという時期がありました。でも今、家庭の中で百科事典を並べている家庭ってありません。図書館は学校の中で本当に知の宝庫でした。でも、その内容もどんどん変わってきています。子供たちは、それよりももっと早くいろんなツールを使って、情報を手に入れて、それから自分で加工するというふうに、時代によって変わってくると思うので、そこを適切に学校と協議しながら、私たちのほうで見極めながら、適切なものを配置していきたいと考えております。

○議長（三浦秀雄） 6番佐々木隆一さん。

○6番（佐々木隆一） ぜひ、国家50年、100年の大計に立って、子供たちをよろしくお願ひしたいと思うのであります。

次、6の（2）学校給食は国産小麦使用パンの検討をということで再質問しますが、先ほど来述べてます除草剤のラウンドアップとか様々ありますが、主成分でありますグリホサートをどのように認識しているかという質問にはお答えになっていないような感じでしたが、いかがでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） このグリホサートという薬品について、一般的な市販の農薬の中にたくさん含まれているということは認識しております。

○議長（三浦秀雄） 6番佐々木隆一さん。

○6番（佐々木隆一） 発がん性などもあるということももちろん認識していらっしゃいますか。

○議長（三浦秀雄） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） そういう研究の論文があるということは承知しております。

○議長（三浦秀雄） 6番佐々木隆一さん。

○6番（佐々木隆一） そうすることで、学校、教育委員会の管理する施設では極力除草剤を控えておられるということかと思われま。

私も農協の組合員で、いろんなことをやるわけですが、実は農協系統、行政組織がこのグリホサートに関して、予備知識が全くと言っていいほどないというのが非常に残念であります。先頃開かれました教育民生常任委員会でも私、このことを述べたのですが、分からない、知らないということでありました。

今後とも、こういうことがありますので、農水省が許可したからこの農薬は大丈夫だということにはならないかと思っておりますので、ぜひ、使用等に関しては周知方、慎重に対応していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦秀雄） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 学校での農薬の使用、それから御質問にあった野菜、穀物類の残留成分についてでもそうですけれども、できるだけ子供たちについては安全・安心な学校生活を送ってほしいと思っております。

グリホサートに限らず、農薬には様々な成分がありますが、それをどうしても使わなければいけない状況というのはありまして、それであっても例えば、子供たちが、1日はそこを使わないところを見計らってとか、金曜日にやって土曜日は使わないとか、いろいろ配慮をしながらできるだけそれに触れないような形で使用させていただいておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○6番（佐々木隆一） 終わります。

○議長（三浦秀雄） 以上で、6番佐々木隆一さんの一般質問を終了いたします。

---

○議長（三浦秀雄） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分より引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時45分 散 会